

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

福 祉 基 盤 課
福祉人材確保対策室

目 次

重点事項	頁
1 福祉・介護人材確保対策について	1
2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	1
3 外国人介護人材の受入環境整備の推進について	4

連絡事項	頁
第1 福祉・介護人材確保対策等について	
1 福祉・介護人材確保対策の推進	7
2 被災地における福祉・介護人材の確保	15
3 社会福祉士・介護福祉士資格について	16
4 その他の福祉・介護人材確保の推進	17
第2 外国人介護人材の受入れについて	
1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	20
2 在留資格「介護」による受入れについて	21
3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて	22
4 特定技能による受入れについて	24
5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について	27
6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	29

参考資料	頁
1 福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	32
2 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保	34
3 「介護のしごと魅力発信等事業」について	35
4 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保	35
5 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ	36
6 被災地における福祉・介護人材確保事業	37
7 福祉人材情報システムの大規模改修について	37
8 被災地の介護人材確保について(チラシ)	38
9 都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況等	39
10 福利厚生センター関係資料	64
11 日本社会事業大学専門職大学院について	68
12 中央福祉学院において実施する研修(令和4年度)	70

13 国立保健医療科学院において実施する研修(令和4年度)	72
14 外国人介護人材受入れの仕組み	73
15 経済連携協定に基づく受入れの枠組	73
16 経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)	74
17 介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮	74
18 在留資格「介護」	75
19 技能実習制度の仕組み	75
20 技能実習「介護」における固有要件について	76
21 介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究	76
22 分野別運用方針の概要(介護分野)	77
23 技能試験・日本語試験の概要	77
24 他の在留資格から「特定技能1号」への移行について	78
25、26 海外に向けた日本の介護についてのPR	78
27 特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例の周知	79
28 外国人介護人材受入れの関連制度の周知	80
29 特定技能外国人の国籍別の人数について	80
30 特定技能協議会の法人類型別の加入法人数について	81
31 外国人介護人材の関連予算	81
32 令和4年度外国人介護人材受入環境整備事業	82
33 介護技能評価試験等実施事業	82
34 外国人介護人材受入促進事業	83
35 外国人介護人材受入支援事業	83
36 令和3年度 外国人介護人材受入支援事業の実施状況	84
37 介護の日本語学習支援等事業	84
38 学習教材(外国人向け各種テキスト)の作成	85
39、40 日本語学習Webコンテンツ	85
41 オンライン対応学習教材等の作成	86
42 外国人介護人材相談支援事業	87
43 オンライン交流会の開催(2021年度)	87
44 特定技能制度・受入に関する映像教材	88
45 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について	88
46 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	89

47	令和3年度 地域医療介護総合確保基金 外国人介護人材関連事業の実施状況	89
48、49	【静岡県】外国人介護人材サポートセンター事業	90
50、51	【京都府】京都府外国人介護人材支援センター	91
52	【広島県】外国人介護人材受入支援事業	92
53	【神戸市】医療・看護知識を有する外国人介護福祉士育成プログラム	92
54	【神戸市】介護職種外国人技能実習生等日本語学習等支援事業	93
55	【木更津市】海外介護人材面接会	93
56	外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業	94
57	外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究事業	94

重点事項

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- ・ 昨年7月に公表した第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計で約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計で約280万人）、2025年度末まででみれば、年間5.3万人程度の介護人材の確保が必要と見込んでいる。
- ・ 介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和4年度の実施

- 介護人材確保対策については、
 - ・ 2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、2022年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICT等のテクノロジーを活用した生産性向上による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発
- 令和4年度予算案においては、
 - ・ 収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置について、2022年10月以降については臨時の介護報酬改定を実施
 - ・ 「介護助手等普及推進員（仮称）」による介護助手等希望者の掘り起こしや介護事業所への介護助手等の導入の働きかけの実施
 - ・ 前年に引き続き、新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するための「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」の実施等に取り組む。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 令和4年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業も含め、必要な経費を計上していることから、各都道府県においても、必要な措置を講じるとともに、都道府県社会福祉協議会や関係団体、労働関係部局、市町村の福祉部局、市町村社会福祉協議会等と連携して、福祉・介護人材の確保を着実に推進されたい。

2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- ・ 2015年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和4年度予算（案）においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の取組を支援していく。

(2) 令和4年度の実施

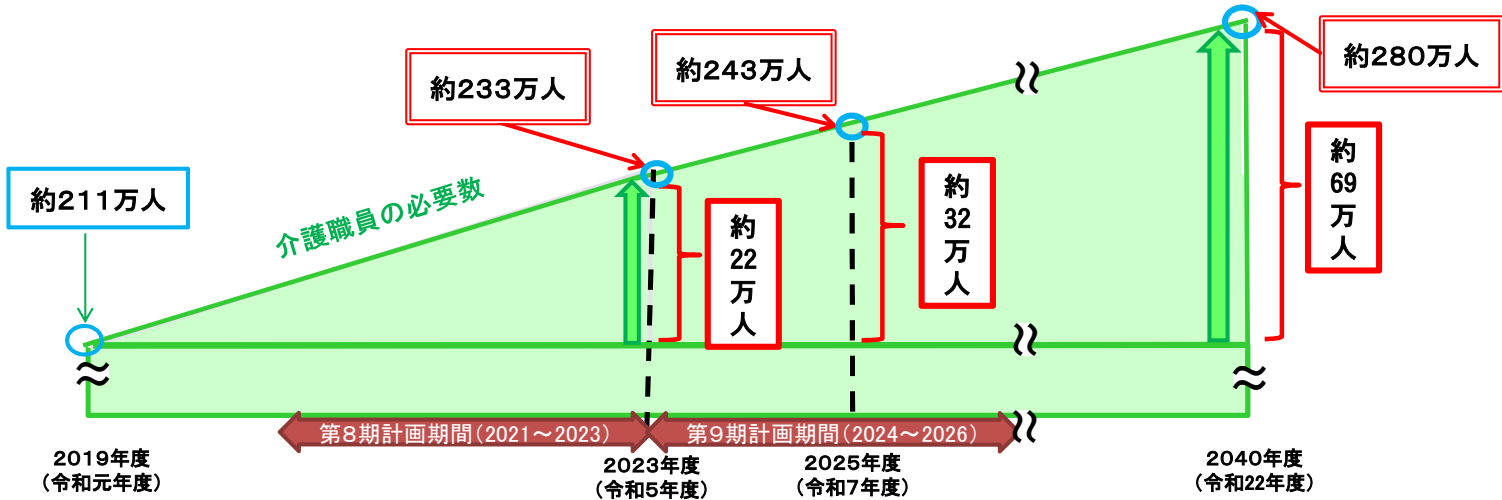
- 令和4年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
 - ・ 介護助手等普及推進事業（新規）
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化する。
 - ・ 地域における介護の仕事の魅力発信事業（位置づけの変更）
これまで福祉・介護の魅力発信は、国では魅力発信等事業として、都道府県では、基金事業の「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」（以下「理解促進事業」。）として、それぞれ実施してきたところであるが、令和4年度から、「理解促進事業」を「地域における介護のしごと魅力発信事業」とし、国が実施する魅力発信等事業との有機的連携を図ることにより、国民に対する介護の魅力向上や理解促進に向けた取組を一層推進し、介護職の社会的評価の向上及び多様な人材の参入促進・定着を図っていくこととした。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 介護助手等普及推進の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合、当該配置に要する費用について地域医療介護総合確保基金を活用することができるため、各都道府県においては、必要な措置を講じられたい。また、令和3年度創設の「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」は、介護助手等の導入をモデル的に実施することも可能であるので、本事業と併せて活用することも検討されたい。
- ・ 今年度も多くの都道府県において実施されているところであるが、引き続き「地域における介護のしごと魅力発信事業」として実施を図るとともに、新規事業の創設や既存事業の充実等、事業の更なる展開について検討されたい。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
 となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
 注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。



「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

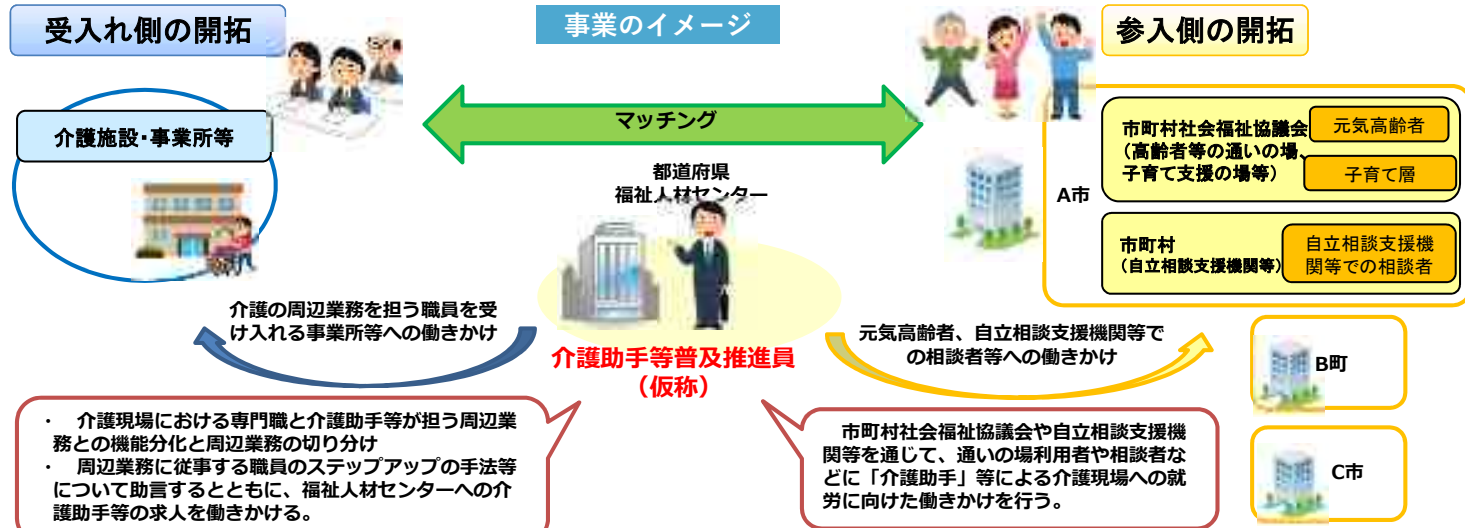
【令和4年度予算案】地域医療介護総合確保基金：137億円の内数
 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：386億円の内数

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。
 そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

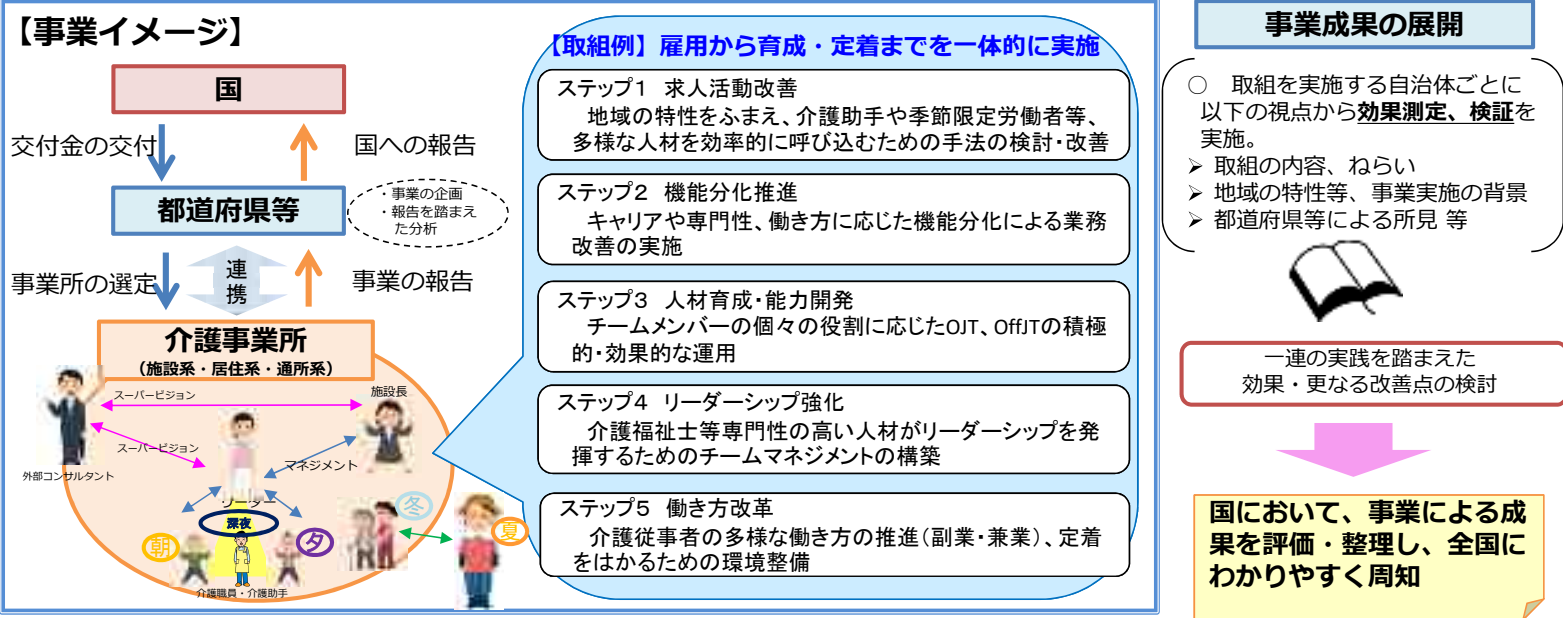
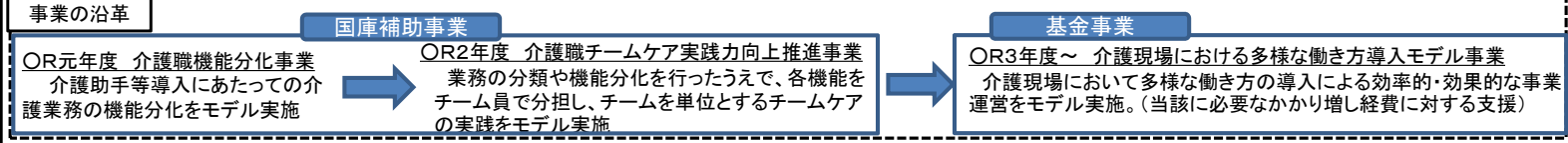
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。
 併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



介護現場における多様な働き方導入モデル事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニュー)

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
- リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な働き方、柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を進め、その成果の全国展開を図る。

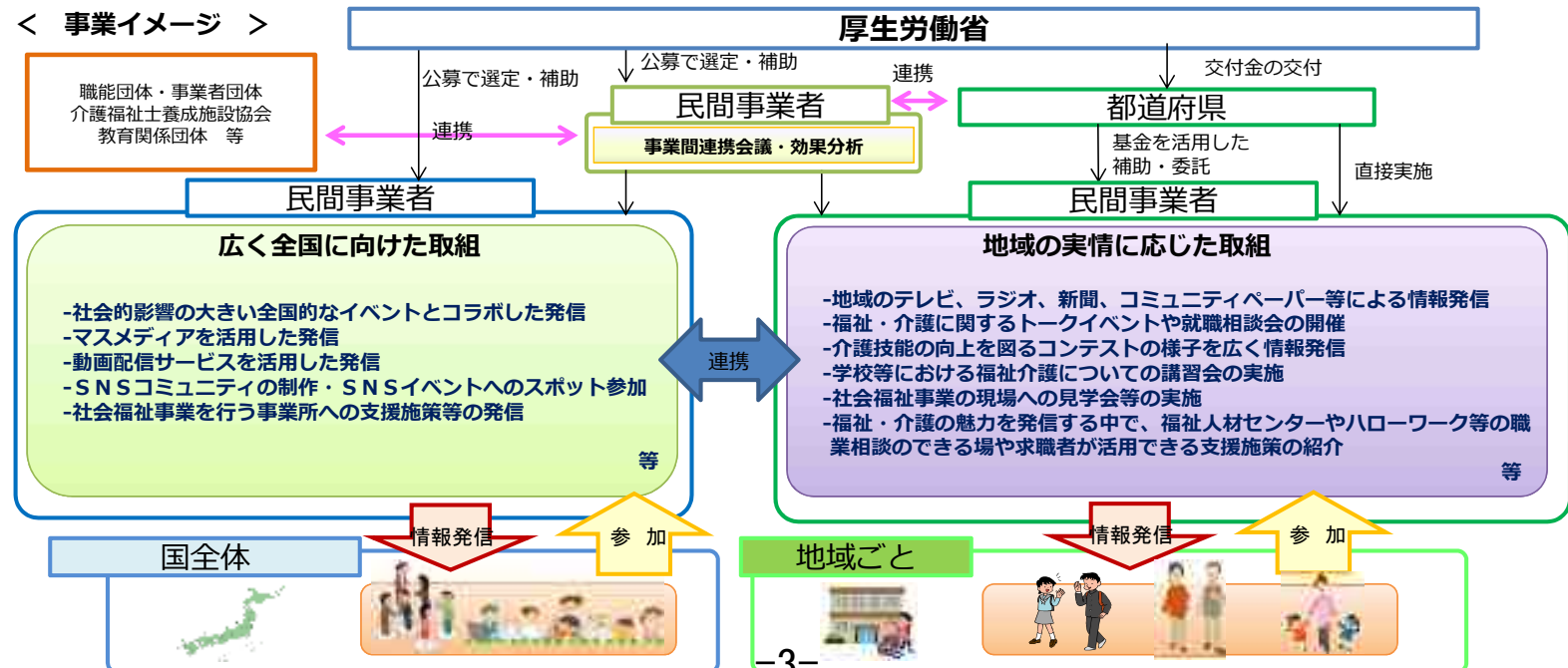


【実施主体】 都道府県、都道府県が認めた団体

「介護のしごとと魅力発信等事業」について

【令和4年度予算案】生活困窮者就労準備支援事業費補助金 362,000千円 (561,299千円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- さらに、各実施主体による事業の連携を図る場として事業間連携会議を設け、国や都道府県における取組を集約し共有するとともに、相互に情報の拡散を行うことにより、事業効果の最大化を図る。



3 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入については、①EPA（経済連携協定）、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入を進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、引き続き、受入環境の整備を推進する必要がある。

(2) 令和4年度の取組

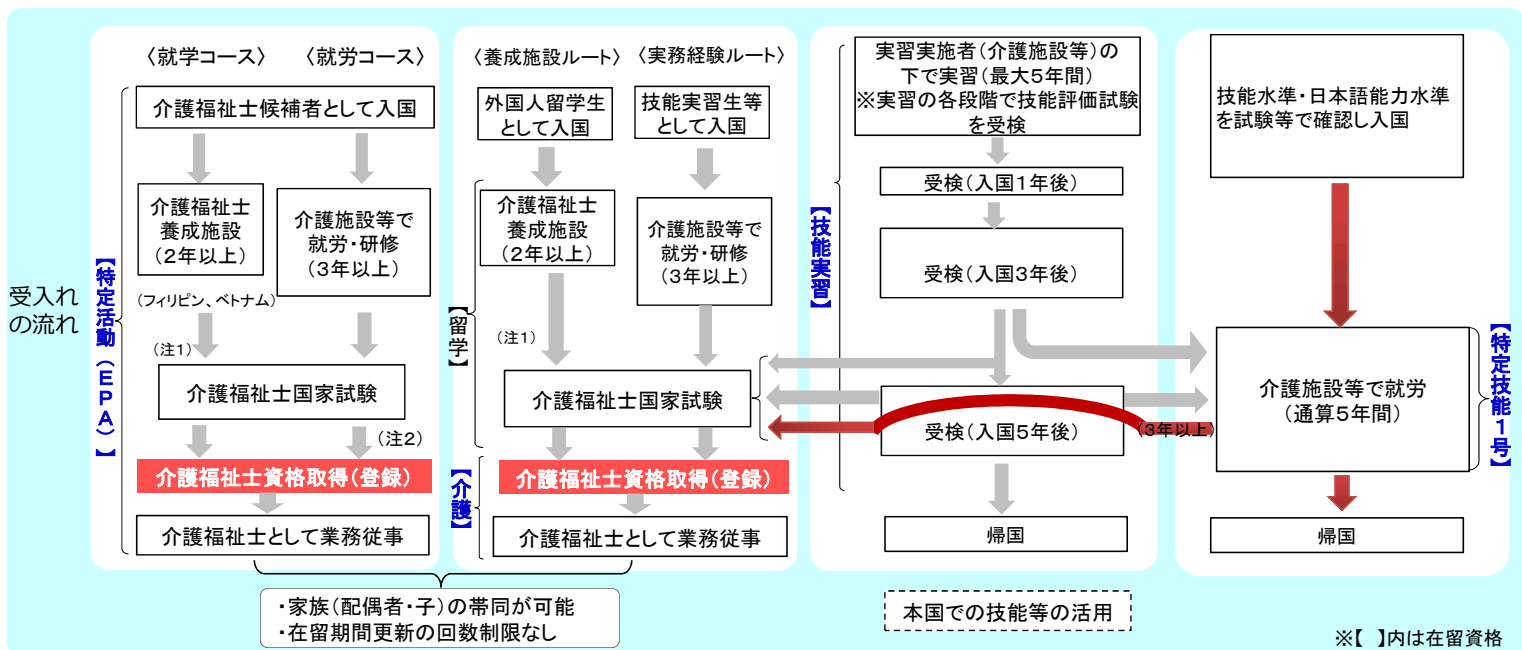
- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまで様々な支援を実施しており、2020（令和2）年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、外国人介護人材の受入施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業（外国人介護人材受入施設等環境整備事業）等を実施している。
- 2022年度（令和4）年度においても引き続き、さらなる外国人材の受入環境整備に向けて、海外における日本の介護のPRにかかる情報発信や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施に取り組むとともに、在留資格「特定技能」に関する試験について、今後の特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国の拡充を反映することを予定している。

(3) 依頼・連絡事項

- 引き続き、特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、外国人介護人材の受入に当たってのコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等を行う外国人介護人材受入施設等環境整備事業などの地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修（外国人介護人材受入支援事業）の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。また、参考資料48～55は、地域医療介護総合確保基金の活用などを通じた、外国人介護人材の受入環境の整備に向けた取組を紹介しており、静岡県、京都府、広島県、神戸市、木更津市の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考とされたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキスト、オンライン研修を実施する際の教材やマニュアルなど、各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

外国人介護人材受入の仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容（令和4年度（予定））	交付先（令和3年度）
【外国人介護人材受入環境整備事業】（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エスピー・リング東京
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市（民間団体へ委託可）
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉社会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
【EPA介護福祉士候補者への支援】（※1）衛生関係指導者養成等委託費、（※2）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業（※1）	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者学習支援事業（※2）	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※2）	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県（間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設）
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県（市町村への補助も可）

連 絡 事 項

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2021(令和3)年7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019(令和元)年度の介護職員数211万人に加えて、2023(令和5)年度末までに約22万人、2025(令和7)年度末までに約32万人の介護職員を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025(令和5)年度までの間、毎年約5.3万人の介護人材の確保が必要となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種の有効求人倍率は3.89倍(2021(令和3)年12月)と依然として高い水準にある。また、今後、労働力人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており(平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書)、労働力人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和3年度補正予算や令和4年度予算(案)において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組まれた

い。

(2) 都道府県の役割

都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

このため、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理について」(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)において、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例を示しているため、各都道府県においては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について(参考資料2参照)

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため令和3年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資を計上(9.3億円)し、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福

社士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組まれない。なお、本事業の執行に当たっては、都道府県毎の直近の実績を踏まえながら計画的な配分を行うこととしているので、協議に際しては、執行実績や傾向を十分に考慮して、所要額を計上するよう、配慮されたい。

(4) 介護の仕事の魅力向上・理解促進に向けた取組(参考資料3)

介護人材の確保・定着を進めていくためには、「介護の仕事」についての理解促進を図ることにより、多くの国民が「介護の仕事」に対して魅力を感じる機運を醸成していくことが重要と考える。

国においては、令和元年度から「介護のしごと魅力発信等事業」(以下「魅力発信等事業」という。)を実施しているところであるが、令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行うことに加え、都道府県が実施する、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知などの取組(下記(5)-イ参照)との有機的な連携を図ることで、介護の仕事に関する国民的理解の促進に向けた実効性のある取組を推進していくこととしている。

(5) 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進(参考資料4)

2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和4年度予算(案)においても、137億円(国費)を確保しているため、下記の新規メニューをはじめとして、積極的な活用をお願いする。

新規メニューの創設等について

ア 「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村福祉部局や市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するものである。

本事業の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合、当該配置に要する費用について地域医療介護総合確保基金を活用することができるため、各都道府県においては、必要な措置を講じるようお願いする。

なお、本事業の実施に当たっては、令和3年度から地域医療介護総合確保基金のメニューとなっている「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」と併せて実施することも有効であると考えられることから、必要に応じて活用されたい。

イ 地域における介護のしごと魅力発信事業（名称変更）

これまで福祉・介護の魅力発信は、国においては魅力発信等事業として、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金における「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」（以下「理解促進事業」という。）として、それぞれ実施してきたところであるが、令和4年度から、「理解促進事業」を「地域における介護のしごと魅力発信事業」とし、国が実施する魅力発信等事業との有機的連携を図ることにより、国民に対する介護の魅力向上や理解促進に向けた取組を一層推進し、介護職の社会的評価の向上及び多様な人材の参入促進・定着を図っていくこととしたい。

「理解促進事業」は、今年度までも多くの都道府県において実施されているところであるが、引き続き「地域における介護のしごと魅力発信事業」として実施を図るとともに、新規事業の創設や既存事業の充実等、事業の更なる展開について検討されたい。

魅力発信等事業との具体的な連携方法については、現在、国が公募中である魅力発信等事業の実施過程において順次示すこととしているので、了知されたい。

地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCA サイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から目標の設定状況について、令和3年度の目標の達成状況及び令和4年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組まれない。

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いします。

特に介護に関する入門的研修は、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」(平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところ

である。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を促進するようお願いする。

また、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県においても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内自治体、関係機関、関係団体等に周知されたい。

キャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」

という。)の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が行われている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸し付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と

一体的に実施することとしている。

両事業の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組まれない。

(6) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援について(参考資料5参照)

令和3年度から、都道府県福祉人材センターと都道府県(人材開発主管部局)、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の連携強化による就職支援のため、福祉人材センター主管部局や福祉人材センターにおいて、介護分野等の公的職業訓練についての周知や職業訓練における職場見学等の受入先確保のための調整を行っているところであるが、令和4年度予算(案)においても、これらの取組に必要な経費を計上しているため、引き続き、適切かつ着実に実施されるよう、願います。

(7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用されたい。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努められたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備

- ・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続きご尽力願いたい。

指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料6参照）

福島県相双地域等（ ）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に

広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いする。

3 社会福祉士・介護福祉士資格について

(1) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて

令和2年3月に改正した社会福祉士養成課程の新カリキュラムについては、養成施設の修業年限に応じて順次施行することとなっており、4年制の福祉系大学においては令和3年度から新カリキュラムによる履修が開始されたところ。

なお、令和6年度の第37回社会福祉士国家試験（令和7年2月実施予定）から新カリキュラムに沿った出題内容に切り替える予定としており、これに向けた検討会を令和3年7月から開催し、令和4年1月17日に報告書を取りまとめたところ。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に新カリキュラムによる履修が開始されるよう、管内社会福祉士養成施設等への周知等に努めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を手に入れることができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から 施設（事業）種類、職種、従業期間、業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いする。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能とな

っているので、併せて周知をお願いする。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

4 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

(2) 福祉人材情報システム(福祉のお仕事)の機能向上について(参考資料7参照)

福祉人材情報システムは、インターネットによる職業紹介機能(求職登録、求人登録、紹介依頼・応募、採否登録等)や届出機能(介護福祉士・保育士の届出登録及び管理)等を備え、求人事業所、求職者、届出者、都道府県福祉人材センター・バンクが利用しているものであるが、今般、ユーザーの利便性向上、事業所情報や求人情報等の情報提供機能の充実、セキュリティ対策の強化等のための大規模改修を行い、令和4年4月から稼働予定であるので、機能向上した福祉人材情報システムの積極的な活用により、各都道府県福祉人材センターの取組を、より一層強化するよう努められたい。

(3) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第 95 条の 3 に規定される届出については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるため、各都道府県においては、当該届出制度について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いする。

(4) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

専門職大学院について

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いする。（令和 3 年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。）

URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

令和 2 年度から、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施している。

地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行っており、来年度の事業の詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知願いたい。

URL : https://www.jcsw.ac.jp/about/gakuchoushitsu/kenshu_centre.html

第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

（参考資料14参照）なお、今後も引き続き、政府の出入国に関する新型コロナウイルス感染症対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

（1）EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて（参考資料15～17参照）

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,638名（うち資格取得者705名）となっている（令和4年1月1日時点）。

EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

（ ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、令和4年度より、以下のとおり基準額の変更を予定しているので、ご理解いただくようお願いする。交付要綱等は追って正式にお示しする。

・受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内 17.5万円以内）。

・受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費についての補助（定額：1受入れ施設当たり8万円以内 6万円以内）。

・EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内 7.5万円以内）。

() 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の補助事業として実施するが、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和4年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等の影響を受け、令和2年度及び3年度の受入れについては、EPA介護福祉士候補者の入国が大幅に遅れ、令和2年度は、ベトナムは令和2年11月、インドネシアは令和2年12月、フィリピンは令和3年5月に入国済み、令和3年度は、インドネシアは令和3年8～9月、ベトナムは令和3年9月、フィリピンは令和3年10月に入国済みとなっている。

令和4年度においても、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠()となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

全体的なスケジュールについては流動的であるが、今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和4年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

(2) 在留資格「介護」による受入れについて (参考資料18参照)

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管

理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出入国管理及び難民認定法第 7 条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行している。現在の在留者数は、3,064 人（令和 3 年 6 月末時点）となっている。

（3）技能実習制度（介護職種）による受入れについて（参考資料 19～21 参照）

（ア）関連通知等の改正について

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知）等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためて了知されたい。

（改正概要）

入国後講習の時間数の免除にかかる改正

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、入国後講習に必要な総時間数を短縮する旨の特例措置を講ずる旨の取扱いを示した（その後、令和 4 年 7 月 31 日まで延長）。

日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。）第 1 条第 1 号イ及びロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格している者」を追加す

べく改正を行うもの。

加えて「技能実習制度運用要領 - 介護職種の基準について - 」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、了知されたい。

(改正概要)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い日本語試験を受験できない者への対応等に係る改正

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い日本語試験を受験できない者への対応に係る改正

技能実習計画の認定申請に当たっては、申請書に加えて、日本語試験の合格証明書の提出が必要であり、提出できない場合は、合格証明書の提出を猶予するための申告書を提出することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、海外では日本語試験が開催されず、受験できない場合があることを踏まえ、申告書の様式において、日本語試験を未受験でも技能実習計画の認定申請が可能であることを明確化するため改正を行うもの。

介護日本語能力テストの記載追加に係る改正

介護のための日本語テストとして、内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた「介護日本語能力テスト」(株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実施するもの)に関する記載を追加する改正を行うもの。

技能実習生の住環境の向上に向けた取組を追加する改正

技能実習制度運用要領において、3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の増加等の優遇措置の対象となる優良な実習実施者の認定要件のうち、「技能実習生の待遇」に関する事項に関して、技能実習生の住環境の向上に向けた取組(個室の確保や感染症対策の実施等)を追加する一部改正が行われたことに伴い、介護職種における優良な実習実施者の認定要件において、「技能実習生の待遇」に関する事項は、本体と共通項目であることから、同様に技能実習生の住環境の向上に向けた取組を

追加する改正を行うもの。

実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴う改正

実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴い、運用要領の優良要件適合申告書等について改正を行うもの。

(イ) 「技能実習生受入れ円滑化のためのガイドブック(仮)」について

令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)においては、技能実習制度の介護職種の追加から3年以上経過し、監理団体や実習実施者は技能実習修了後を見据えながら実習の在り方を検討する時期を迎え、技能実習生の介護職員としてのキャリアアップや実習修了後の活躍を見据えた実態把握を行っており、技能実習生を受け入れる事業所・施設に対し、実習修了後を見据えた進路の検討や在留資格移行における検討に資するよう、適切な支援、育成、マネジメント等に資する情報を提供するためのガイドブックを作成することとしている。令和4年4月以降に実施主体のホームページ等で掲載予定であり、追って情報提供するため、適宜、周知等のご協力をお願いします。

(4) 特定技能による受入れについて (参考資料 22～30 参照)

受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準

と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びE P A介護福祉士候補者としての在留期間(4年間)を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験が免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、これまでに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、メダン、スマラン)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)、ミャンマー(ヤンゴン)、タイ(バンコク)、国内(47都道府県)で試験を実施しているが、令和4年1月よりインド(グルガオン)及びスリランカ(コロンボ)にて試験を開始しており、この他、ウズベキスタンでの開催も年度内の実施を視野に入れて検討している。具体的な予約方法や試験実施スケジュール等の詳細については、厚生労働省ホームページからリンクしている、試験実施主体のプロメトリック株式会社のホームページにてご確認いただくようお願いする。引き続き、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

また、令和3年12月31日現在、介護技能評価試験の受験者数は40,542名(うち合格者数は27,101名)、介護日本語評価試験の受験者数は36,448名(うち合格者数は28,687名)となっている。

海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体:株式会社エスピーリング東京)については、海外で日本の介護をPRすること等により、特定技能1号外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

昨年度に引き続き、令和3年度においても、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。令和3年度

においては、インドネシア・モンゴル・ベトナム・フィリピン・タイ・スリランカ・カンボジアを対象に、現地語によるオンラインセミナーを開催した(バングラデシュは動画配信のホームページ掲載のみ)。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備を更に推進するため、昨年度、法人や受入れ事業所における受入の準備や支援の実態、特定技能外国人本人の状況等の調査を行っているが、今年度は更に登録支援機関における支援の実態等を把握するために、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究事業」(実施主体：公益社団法人国際厚生事業団)において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、この調査結果も踏まえて、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、今年度は、特定技能外国人に対する教育や学習支援、受入れに当たっての法人の体制、登録支援機関における受入支援の取組内容等を内容とした、介護事業者向けのガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、令和4年4月以降に、実施主体及び厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

介護分野における特定技能協議会運営委員会の開催について

特定技能制度においては、制度所管省庁や業界団体等、業所管省庁などによって構成される特定技能協議会運営委員会を開催し、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知等することとなっている。介護分野においては令和2年12月に開催したが、今年3月にも実施予定であり、資料等は追って共有させていただく予定である。

【参考】介護分野における特定技能協議会運営委員会(令和2年度第1回)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702_00006.html

(5) 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について (参考資料 31 ~ 44 参照)

在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能 1 号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外からの外国人介護人材の受入れ促進を目的とした P R の取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するための WEB コンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、交流会の開催支援、特定技能 1 号外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治体におかれては特に留意されたい。なお、アについては(4) を、イについては(4) を参照のこと。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものであり、新型コロナウイルス感染症対策等として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体の実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能としている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業

の積極的な活用をお願いします。ご参考までに、本事業の各自治体での活用状況についてお示しする。

なお、外国人介護人材受入支援事業については、令和4年度より基準額の変更(1自治体当たり 500 万円 300 万円)を予定しているので、ご理解いただくようお願いする。交付要綱等は追って正式にお示しする。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

自己学習のためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」については近年、事前テストの追加や継続的な学習支援の促進のための機能追加などの拡充を図るほか、今年度もさらなる利用促進のための動画作成を行い、着実にユーザー登録を増やしている。

また、各地方自治体において、今後、都道府県介護福祉士会等の関係団体や事業者団体との協働によるオンライン研修実施等の検討に資するよう、都道府県・指定都市・中核市向けに実施した、外国人介護人材に関する講習・研修の開催状況に関するアンケート結果の内容も踏まえ、技能実習指導員講習をはじめとし一定程度汎用性のあるものとして、オンライン研修教材(制度概要、介護技能の指導、日本語の指導等のコンテンツ等)・オンラインマニュアル(研修運営マニュアル及び研修参加マニュアル)の開発を行い、各都道府県・指定都市・中核市の外国人介護人材担当部署宛てにお送りしたところであり、今後の集合研修等の実施に当たって活用をお願いします。

なお、令和2年度の本事業において、外国人が介護現場で働く際に使用する介護福祉分野の専門用語を学ぶための「外国人のための介護福祉士専門用語集」、外国人介護人材が介護福祉士国家試験の合格を目指して学習する際に活用できる「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」を、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で作成している。成果物については、厚生労働省ホームページにも掲載しているため、適宜、必要な周知等をお願いします。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

令和3年度については、以下のとおり実施したところである。

相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する

る悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施。

交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、介護技術を学ぶ内容も含め、オンラインにより開催。

介護分野における特定技能制度の説明動画を作成・公開。特定技能制度の概要だけでなく、試験や入国・在留申請手続の流れ、就労に必要な支援計画等に関するポイントを整理。介護分野における特定技能外国人受入れの機会の確保や制度理解の一助として活用が可能。

特定技能外国人の受入事例について、巡回訪問の機会等を活用しつつ情報収集。

（ 6 ） 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（参考資料 45～47 参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。

「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和 2 年度～）

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実

施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いする。ご参考までに、これらの事業の自治体での活用状況についてお示しする。

(7) その他の周知事項について (参考資料 48～57 参照)

外国人介護人材関連の自治体の取組事例について

外国人介護人材に関連する自治体での取組事例について、該当自治体(静岡県、京都府、広島県、神戸市、木更津市)のご協力を得て概要資料を取りまとめたので、外国人介護人材施策をより一層推進していただく上での、業務上の参考とされたい。

「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」について

外国人介護人材が増加傾向にある中で、介護福祉士養成施設を卒業する外国人留学生が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士として活躍するためには、介護福祉士養成施設における外国人留学生への適切な学習支援が重要と考えられる。その中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施する標記事業において、昨年度に作成した留学生の学習支援のためのガイドラインに引き続き、今年度は、留学生の理解度や特性を踏まえた介護福祉士国家資格取得に向けた具体的な指導の在り方を調査検討し、「指導のポイント」を取りまとめることを予定している。成果物等については、追って令和4年4月以降にお示しする予定である。

「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究事業」について

令和3年度より認知症介護基礎研修の受講が義務づけられ、認知症介護基礎研修が対象となる初任介護従事者として相当数の外国人介護人材が含まれることが想定されるが、現在の研修内容は高度な日本語能力を必要とし、多言語には対応していない。今後増加する外国人介護人材の認知症介護に関する基礎知識の定着と介護技術の向上のため、国籍によらず受講しやすく、かつ効果的な研修環境の整備を行うことを目的として、日本語N4レベルを基準とした認知症介護基礎研修のEラーニング教材の改定を行うとともに、在留資格「特定技能」の試験実施国等の言語を基本とした外国人介護人材用のEラーニング補助教材を検討し作製することとしている。成果物等については、追って令和4年4月以降にお示しする予定である。

参 考 资 料

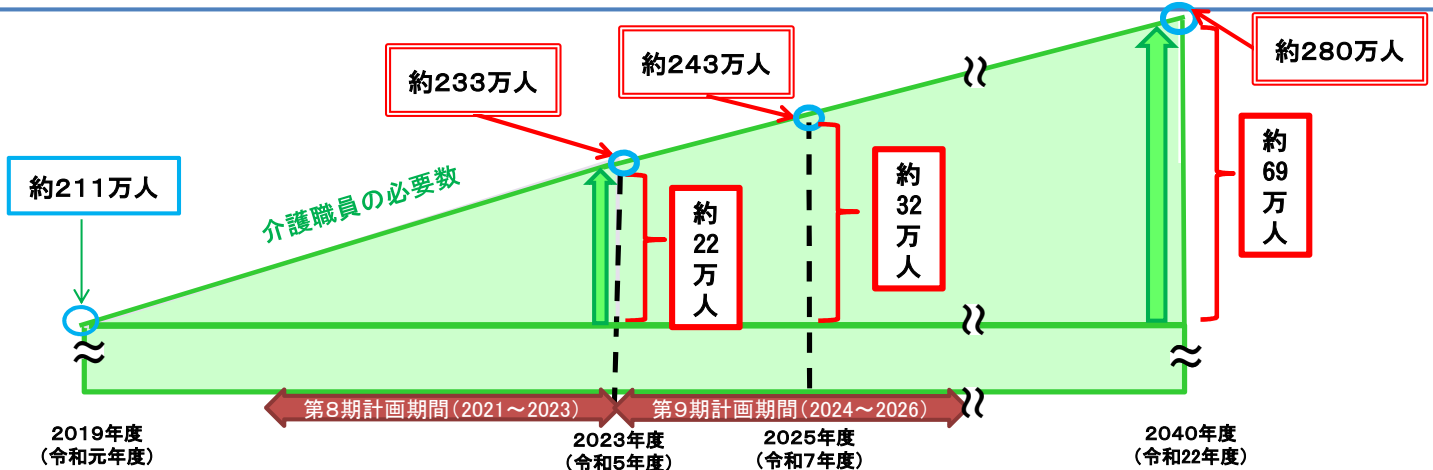
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

（実績）月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

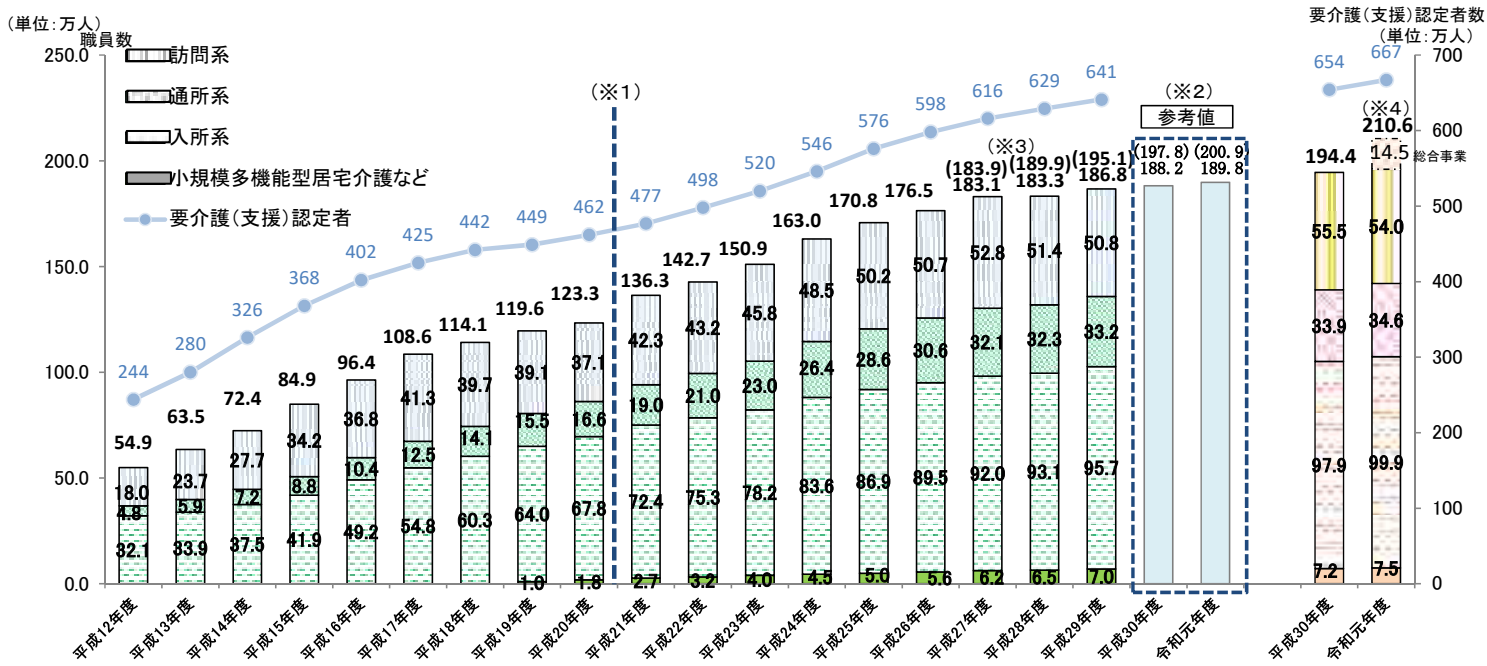
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護職員数の推移

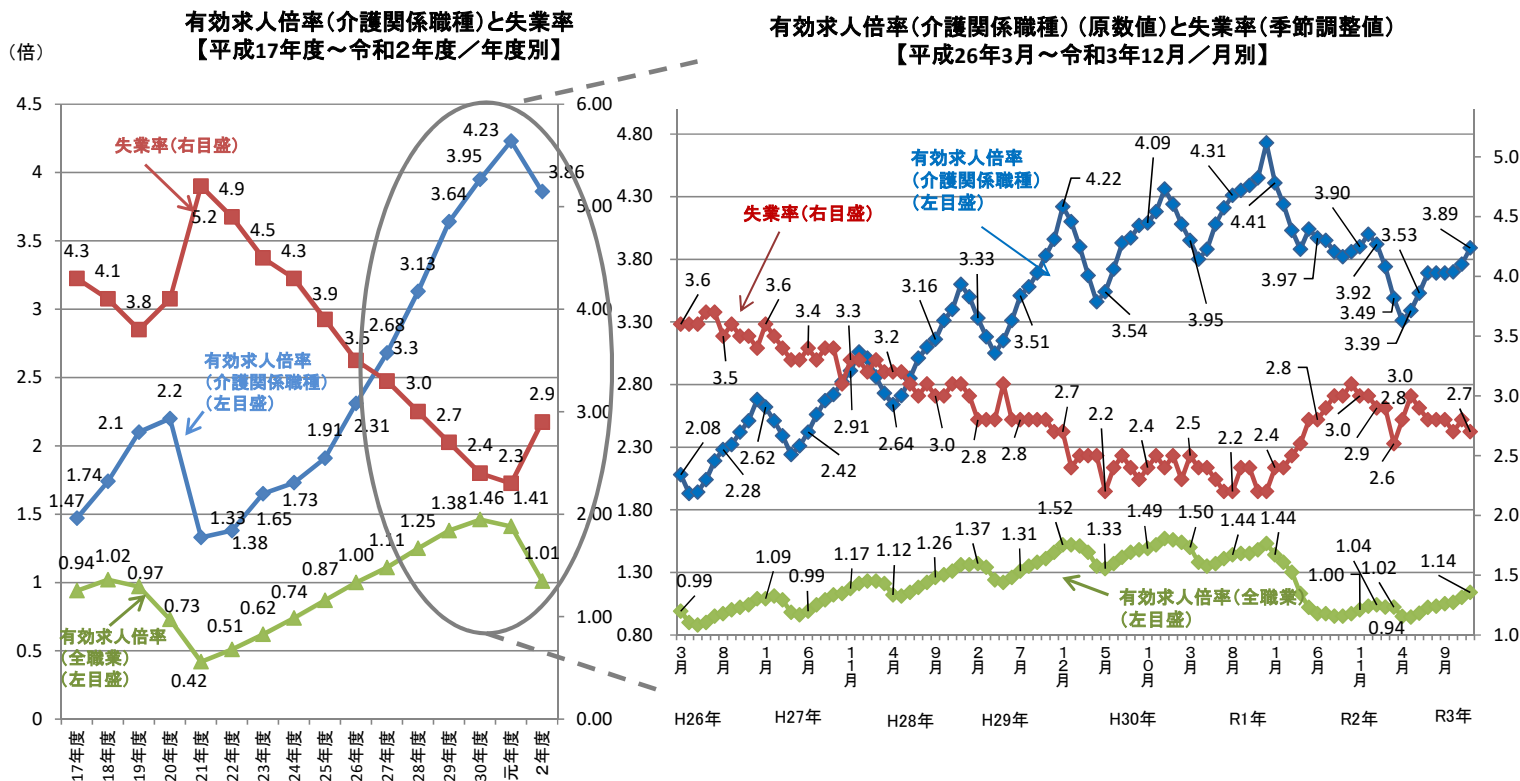
○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
 平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
 平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
 平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。一番右の2つのグラフ(平成30年度、令和元年度)は、当該調査による数値を記載。参考値は、平成29年度以前との比較が可能となるよう、社会・援護局において、介サ調査の結果に基づき、従前の推計方法により機械的に推計した数値。(※2)
 注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い
 平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
 令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

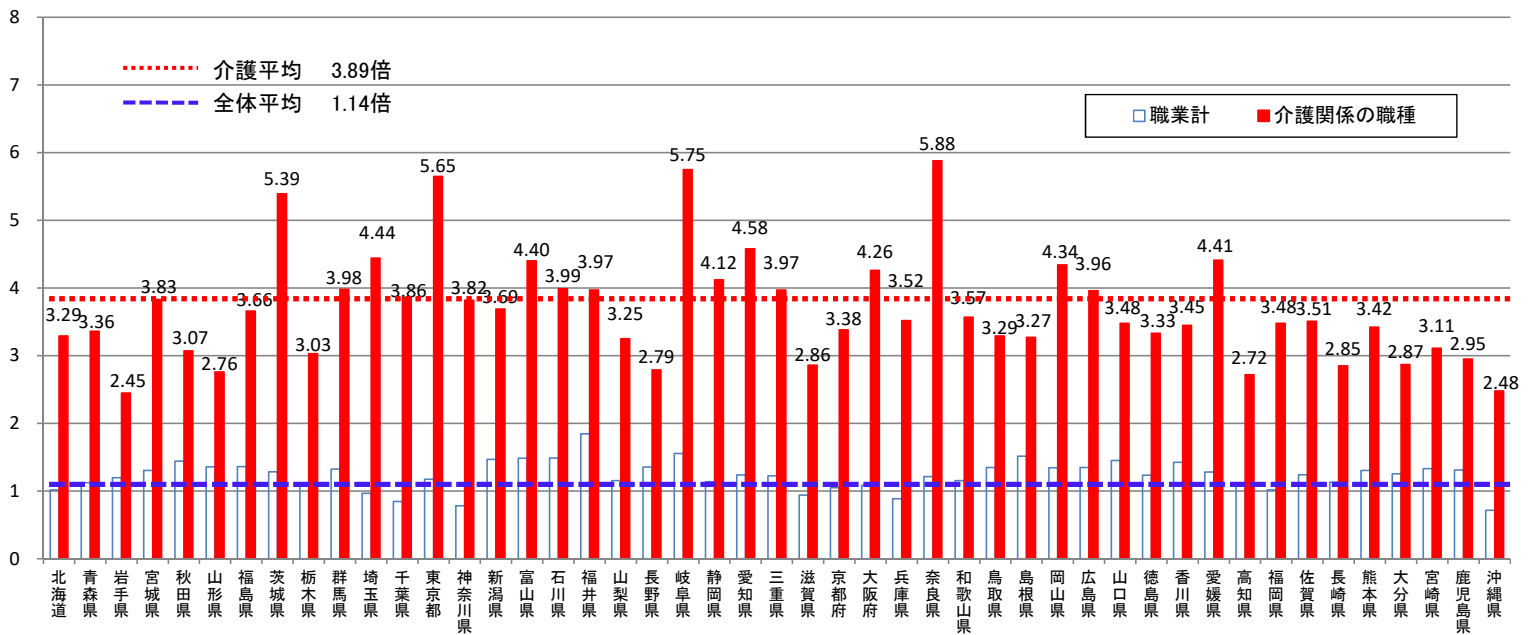
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和3年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

参考資料2

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

【要旨】 令和3年度補正予算 930,951千円

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することにより、介護人材の参入を更に促進する。

【事業内容・実施主体】

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【施策のイメージ(実施要件等)】

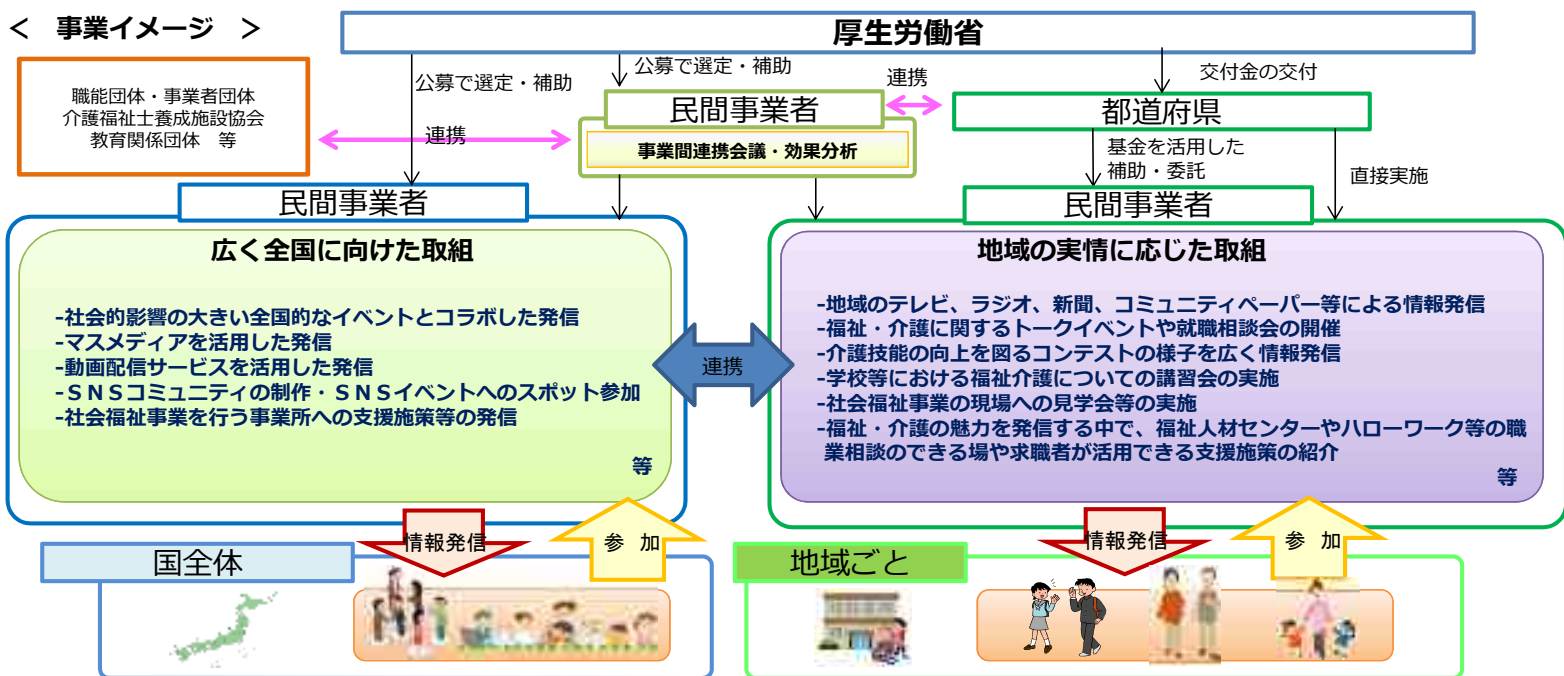


「介護のしごとと魅力発信等事業」について

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）生活困窮者就労準備支援事業費補助金：3.6億円（5.6億円）
 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）：137億円の内数（137億円の内数）

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- さらに、各実施主体による事業の連携を図る場として事業間連携会議を設け、国や都道府県における取組を集約し共有するとともに、相互に情報の拡散を行うことにより、事業効果の最大化を図る。

＜ 事業イメージ ＞



地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和4年度予算案：公費206億円（国費137億円）
 令和3年度予算額：公費206億円（国費137億円）

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※ 赤字下線は令和4年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ 共生型サービスの普及促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・喀痰吸引等研修 ・介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援（拡充） ※ 拡充は令和5年度まで ・介護事業所への業務改善支援 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制の確保（令和4年度継続） 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

新「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

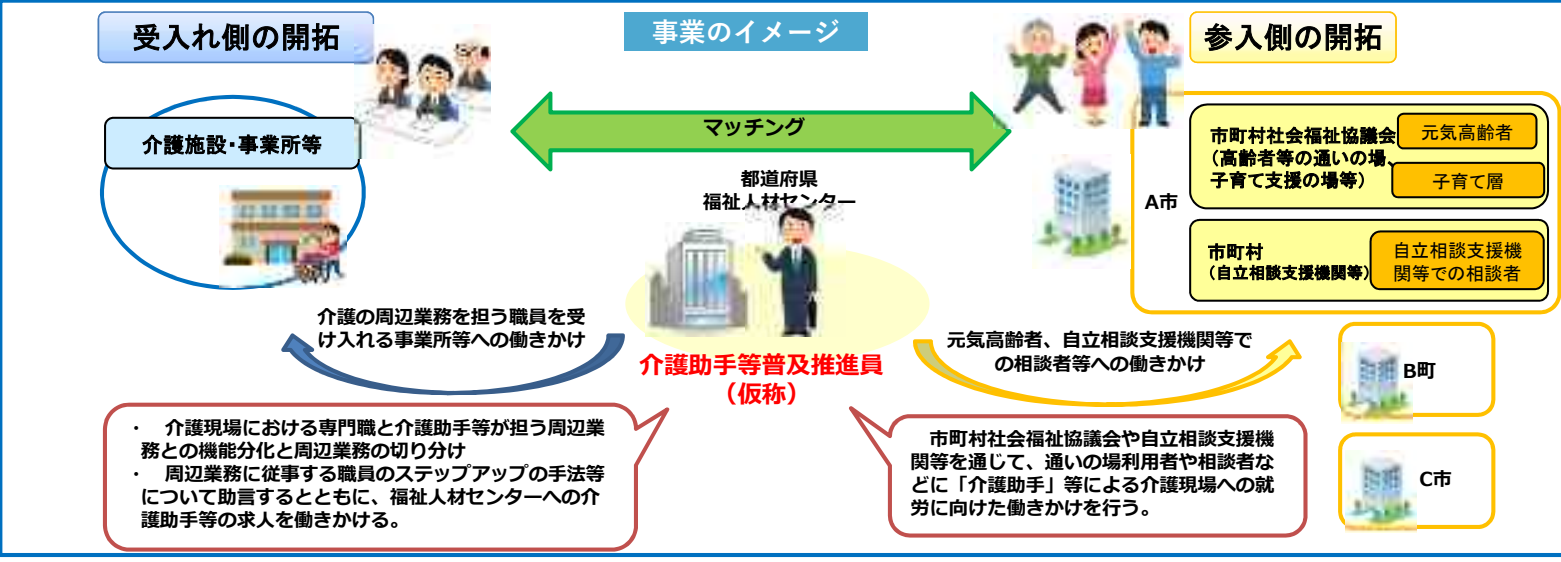
【令和4年度予算案】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：386億円の内数(新規)
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)：137億円の内数(新規)

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。
そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

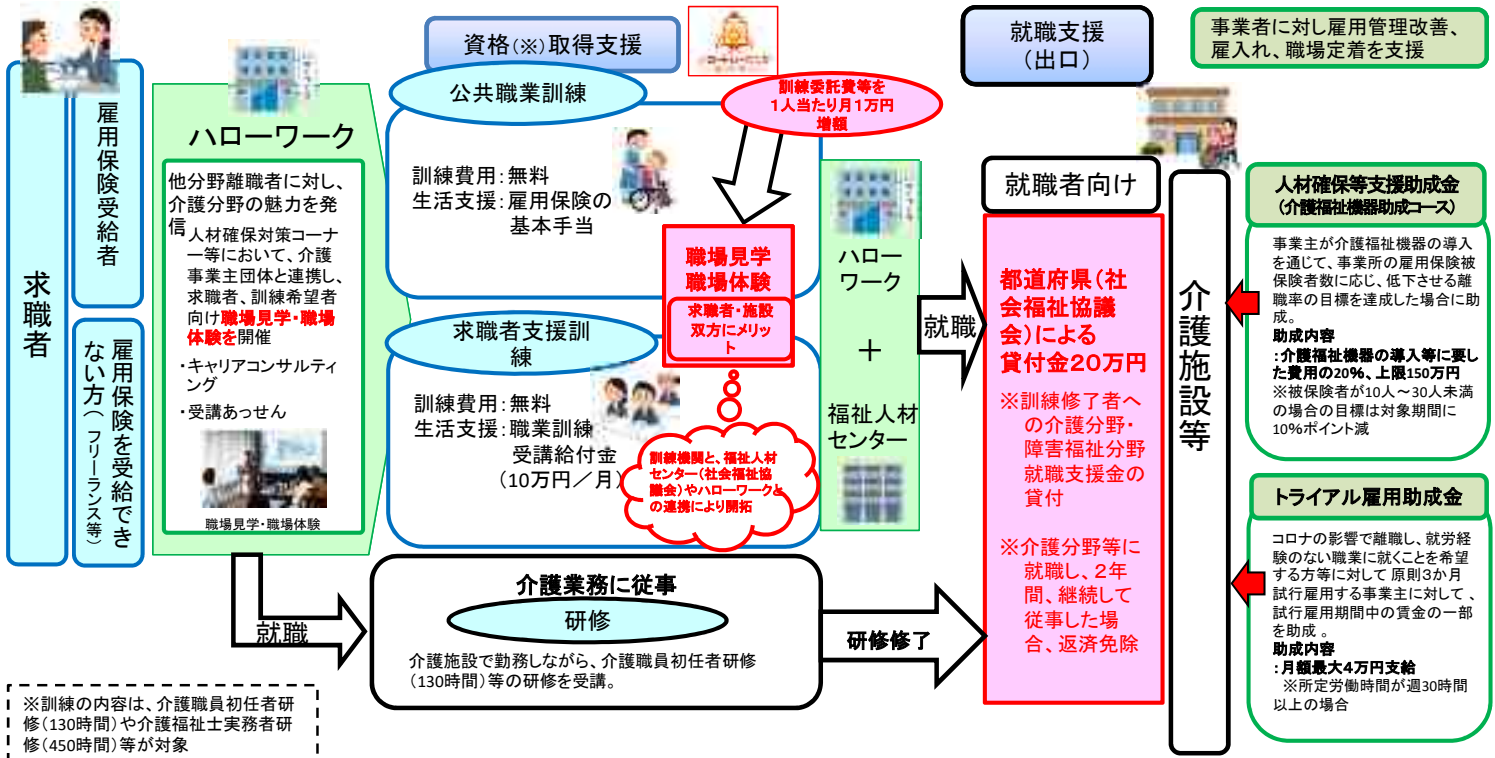
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員(仮称)」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。
併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



参考資料5

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、
・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
・ 介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設
➢ 介護施設に就職してから一定の研修を受けた場合も貸付金制度の対象であることを明確化
・ 介護事業者に対し雇用管理改善、雇入れ、職場定着を支援
等を実施する。



東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

＜事業スキーム＞

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

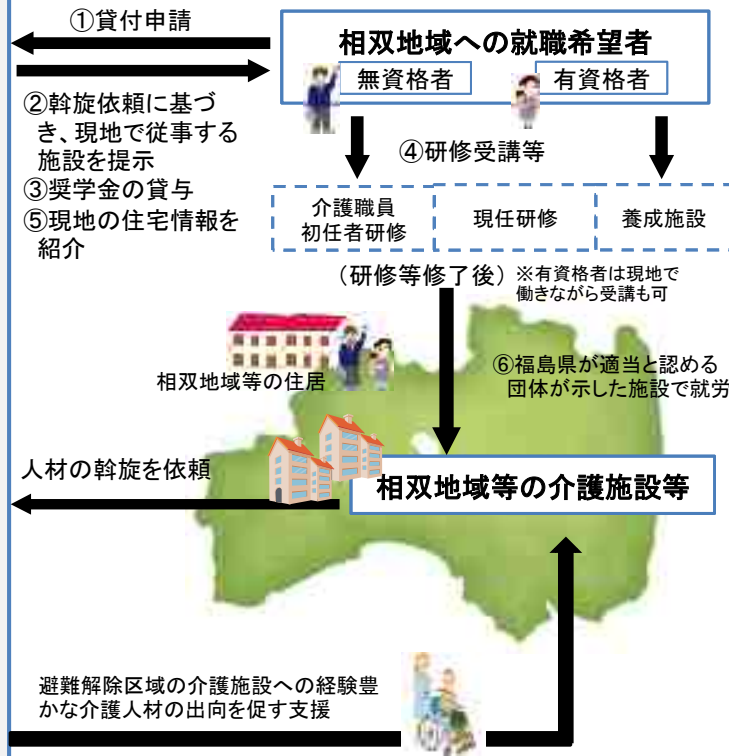
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



福祉人材情報システムとは

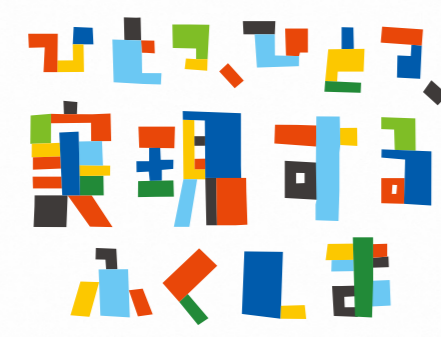
- 福祉人材情報システムは、都道府県福祉人材センター・バンクが実施する無料職業紹介事業を支援するために中央福祉人材センターが開発し、運用しているシステムであり、【福祉のお仕事】ホームページと一体的に運用している。
- インターネットによる職業紹介機能(求職登録、求人登録、紹介依頼・応募、採否登録等)及び届出機能(介護福祉士・保育士の届出登録及び管理)等を備え、求人事業所、求職者、届出者、都道府県福祉人材センター・バンクの各ユーザーがシステムを利用している。
- 今般、ユーザーの利便性向上、事業所辞職や求人情報等の情報提供機能の充実、セキュリティ対策の強化等を目的に改修を行い、令和4年4月より稼働する。

機能改修の主な内容

- 1. 利用者が使いやすい仕様への変更**
ネットによる求職票及び届出登録の簡素化、応募・紹介依頼の簡素化等、利用者の使用に際しての利便性向上
- 2. 求人・求職活動の支援に向けた各種機能の拡充**
検索機能及び検索結果表示の改善、求人事業所情報の充実(現況報告書や第三者評価受審状況、介護事業者認証評価制度等の認証状況、外国人雇用実績の有無)など、機能拡充及び提供情報の充実
- 3. 【福祉のお仕事】ホームページの改修**
ユーザー(求職者・届出者・福祉に関心を有する人・求人事業所等)が見やすく、使いやすいホームページにするためのページメニュー及び階層等の再構築
- 4. 制度改正への対応**
職業安定法改正等の制度改正に伴う各種登録機能等の追加
- 5. 利用状況の分析に向けた対応**
本システムの利用状況を把握・分析するためのサイト分析ツールの導入

大規模改修後のシステム稼働

令和4年4月1日(予定)



国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。
※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。

福島県相双地域等（浜通り）で 介護職員として働きませんか

ふくしまで、 咲こう。



返還免除付き

就職準備金等の貸付制度

福島県外にお住まいの方で、福島県相双地域等（浜通り）の介護保険施設等に介護職員として就職する方に対して、就職準備金などを無利子でお貸しします。

就職準備金

●常勤職員（正規及び非正規職員）

50万円以内

●非常勤職員

週20時間以上 **30万円以内**

週20時間未満 **15万円以内**

※世帯赴任加算、自動車輸送費用等加算が対象になる場合もあります。

研修受講料

15万円以内（実費分）

就職準備金・研修受講料について、一定の業務従事期間（1～2年）を満たした場合は

返還免除となります。

承認：東京メトロ

詳細
お問い合わせ

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
TEL.024-526-0045

「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

ふくしまで、咲こう。

ホームページも
ご覧ください▶

<https://www.f-kaigoshogaku.jp/>



都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2021年4～12月分

県名	新規求人数 (a)	新規求人数 (f)	有効求人数 (b)	有効求人件数	新規求職者数 (c)	有効求職者数 (d)			紹介・応募数			採用人数 (e)	
						内学生			内紹介数	内応募数		紹介による採用人数	
01. 北海道	7,280	3,818	20,709	10,616	1,262	3,811	210	5.5%	214	191	23	146	139
02. 青森県	1,873	1,012	5,315	2,897	529	1,359	45	3.3%	134	134	0	94	94
03. 岩手県	3,380	1,921	10,272	5,693	804	2,595	342	13.2%	167	161	6	140	139
04. 宮城県	2,656	1,216	7,728	3,541	462	1,420	49	3.5%	34	30	4	19	16
05. 秋田県	1,452	859	4,546	2,586	146	460	40	8.7%	33	32	1	23	23
06. 山形県	2,700	1,590	7,828	4,633	484	1,445	25	1.7%	74	73	1	50	50
07. 福島県	3,243	1,588	8,528	4,198	381	1,214	216	17.8%	29	26	3	26	25
08. 茨城県	3,200	1,823	9,440	5,278	305	868	90	10.4%	44	42	2	27	27
09. 栃木県	5,646	2,777	15,312	7,452	922	2,954	594	20.1%	194	179	15	134	134
10. 群馬県	5,364	2,931	15,312	8,247	1,174	3,442	142	4.1%	221	212	9	145	144
11. 埼玉県	11,464	5,309	33,855	15,353	1,967	6,140	1,207	19.7%	203	162	41	75	71
12. 千葉県	4,875	2,000	14,356	5,801	1,106	3,639	570	15.7%	68	54	14	35	33
13. 東京都	13,930	6,685	38,369	18,516	4,011	12,659	1,200	9.5%	628	360	268	89	51
14. 神奈川県	16,267	7,246	46,339	20,380	1,956	6,135	752	12.3%	415	355	60	197	185
15. 新潟県	3,365	1,678	10,407	4,730	445	1,302	106	8.1%	96	96	0	81	81
16. 富山県	3,952	2,007	11,530	5,703	700	3,363	2,464	73.3%	154	152	2	138	138
17. 石川県	3,354	2,080	9,826	5,974	979	3,130	342	10.9%	144	144	0	116	116
18. 福井県	2,327	1,300	6,918	3,749	725	2,829	782	27.6%	121	119	2	116	115
19. 山梨県	1,913	1,051	5,736	3,056	329	963	93	9.7%	71	61	10	41	41
20. 長野県	3,734	1,863	10,592	5,395	891	2,704	406	15.0%	132	124	8	84	83
21. 岐阜県	3,888	1,874	11,236	5,343	507	1,586	212	13.4%	129	125	4	82	82
22. 静岡県	12,271	6,709	35,114	18,495	4,069	12,087	1,250	10.3%	590	582	8	474	474
23. 愛知県	5,487	2,537	15,775	7,183	1,424	4,565	848	18.6%	68	55	13	48	45
24. 三重県	3,570	1,555	10,429	4,529	407	1,136	49	4.3%	46	42	4	36	35
25. 滋賀県	3,445	1,770	10,552	5,159	1066	3,537	749	21.2%	108	102	6	65	63
26. 京都府	6,302	3,172	19,079	9,223	1,934	7,589	2,920	38.5%	209	191	18	146	144
27. 大阪府	5,097	2,460	14,687	7,014	1,337	4,222	216	5.1%	164	76	88	31	13
28. 兵庫県	3,651	1,635	10,625	4,665	523	1,547	185	12.0%	63	59	4	52	48
29. 奈良県	4,129	2,115	11,424	5,785	642	2,035	418	20.5%	200	199	1	145	145
30. 和歌山県	2,486	1,382	6,836	3,794	631	2,021	229	11.3%	65	65	0	49	49
31. 鳥取県	1,125	517	4,222	1,707	339	1345	726	54.0%	73	73	0	43	43
32. 島根県	3,243	2,024	9,676	5,842	843	3,038	1079	35.5%	48	46	2	21	20
33. 岡山県	3,634	1,754	11,333	5,305	577	2,058	867	42.1%	33	20	13	8	6
34. 広島県	3,402	1,658	11,103	5,130	536	1,734	399	23.0%	38	37	1	27	26
35. 山口県	2,028	912	5,871	2,587	917	2,738	195	7.1%	40	40	0	38	38
36. 徳島県	2,884	1,535	8,381	4,422	1,903	5,714	450	7.9%	55	55	0	43	43
37. 香川県	3,090	1,455	9,353	4,370	1,540	4,901	769	15.7%	77	75	2	58	57
38. 愛媛県	1,991	990	5,751	2,849	379	1,204	136	11.3%	25	22	3	23	22
39. 高知県	3,147	1,929	9,158	5,491	1,127	3,630	656	18.1%	107	107	0	82	82
40. 福岡県	5,505	2,708	15,259	7,575	318	1,047	165	15.8%	45	40	5	28	26
41. 佐賀県	950	493	2,502	1,296	488	1,511	135	8.9%	12	10	2	9	9
42. 長崎県	2,893	1,696	8,968	5,084	654	2139	272	12.7%	106	105	1	94	94
43. 熊本県	2,585	1,370	7,866	4,196	243	720	100	13.9%	33	32	1	36	36
44. 大分県	2,180	1,290	6,257	3,707	300	966	144	14.9%	24	24	0	16	16
45. 宮崎県	1,787	1,198	5,067	3,362	365	999	10	1.0%	66	65	1	46	46
46. 鹿児島県	2,087	1,102	5,648	2,959	189	655	65	9.9%	9	9	0	0	0
47. 沖縄県	1,576	785	4,693	2,260	438	1,137	260	22.9%	30	27	3	6	6
合計	196,408	99,379	569,783	283,130	43,274	138,293	23,179		5,639	4,990	649	3,482	3,373
全国平均値	4,179	2,114	12,123	6,024	921	2,942	493		120	106	14	74	72

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、2021年4～12月の累計。

* 新規求人数・新規求人数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、2021年4月～12月の累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比

(2021年4～12月の累計/2020年4～12月の累計)

人数(a)	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
01. 北海道	5.43	2.0%	11.6%
02. 青森県	3.91	5.0%	17.8%
03. 岩手県	3.96	4.1%	17.4%
04. 宮城県	5.44	0.7%	4.1%
05. 秋田県	9.88	1.6%	15.8%
06. 山形県	5.42	1.9%	10.3%
07. 福島県	7.02	0.8%	6.8%
08. 茨城県	10.88	0.8%	8.9%
09. 栃木県	5.18	2.4%	14.5%
10. 群馬県	4.45	2.7%	12.4%
11. 埼玉県	5.51	0.7%	3.8%
12. 千葉県	3.95	0.7%	3.2%
13. 東京都	3.03	0.6%	2.2%
14. 神奈川県	7.55	1.2%	10.1%
15. 新潟県	7.99	2.4%	18.2%
16. 富山県	3.43	3.5%	19.7%
17. 石川県	3.14	3.5%	11.8%
18. 福井県	2.45	5.0%	16.0%
19. 山梨県	5.96	2.1%	12.5%
20. 長野県	3.92	2.2%	9.4%
21. 岐阜県	7.08	2.1%	16.2%
22. 静岡県	2.91	3.9%	11.6%
23. 愛知県	3.46	0.9%	3.4%
24. 三重県	9.18	1.0%	8.8%
25. 滋賀県	2.98	1.9%	6.1%
26. 京都府	2.51	2.3%	7.5%
27. 大阪府	3.48	0.6%	2.3%
28. 兵庫県	6.87	1.4%	9.9%
29. 奈良県	5.61	3.5%	22.6%
30. 和歌山県	3.38	2.0%	7.8%
31. 鳥取県	3.14	3.8%	12.7%
32. 島根県	3.18	0.6%	2.5%
33. 岡山県	5.51	0.2%	1.4%
34. 広島県	6.40	0.8%	5.0%
35. 山口県	2.14	1.9%	4.1%
36. 徳島県	1.47	1.5%	2.3%
37. 香川県	1.91	1.9%	3.8%
38. 愛媛県	4.78	1.2%	6.1%
39. 高知県	2.52	2.6%	7.3%
40. 福岡県	14.57	0.5%	8.8%
41. 佐賀県	1.66	0.9%	1.8%
42. 長崎県	4.19	3.2%	14.4%
43. 熊本県	10.93	1.4%	14.8%
44. 大分県	6.48	0.7%	5.3%
45. 宮崎県	5.07	2.6%	12.6%
46. 鹿児島県	8.62	0.0%	0.0%
47. 沖縄県	4.13	0.4%	1.4%
合計			
平均値	4.12	1.8%	8.0%

新規求人数(a)	新規求人数(f)	新規求職者数(c)	採用人数(e)
101.5%	106.2%	93.0%	124.8%
107.3%	108.6%	110.4%	174.1%
93.6%	101.2%	111.8%	133.3%
101.0%	94.9%	106.0%	126.7%
83.7%	86.4%	82.5%	69.7%
55.6%	53.7%	92.5%	113.6%
115.2%	118.0%	86.6%	89.7%
108.7%	115.7%	88.4%	55.1%
100.6%	99.6%	89.1%	113.6%
93.1%	100.1%	106.0%	148.0%
98.1%	106.2%	113.4%	59.5%
101.4%	98.9%	117.4%	85.4%
99.4%	101.5%	102.8%	51.1%
111.3%	117.3%	124.7%	101.5%
97.5%	100.8%	106.0%	122.7%
103.6%	106.9%	113.3%	100.0%
95.7%	99.9%	98.2%	123.4%
118.5%	119.0%	76.4%	181.3%
98.0%	103.5%	124.2%	157.7%
90.0%	100.9%	84.3%	103.7%
105.0%	112.8%	134.5%	178.3%
110.1%	107.0%	119.1%	95.6%
91.4%	90.8%	119.9%	73.8%
91.4%	91.8%	98.1%	128.6%
107.0%	122.2%	123.8%	191.2%
98.8%	107.9%	161.7%	251.7%
93.8%	95.4%	106.0%	103.3%
118.0%	122.5%	87.8%	148.6%
100.8%	105.2%	100.9%	86.8%
117.3%	115.0%	126.5%	125.6%
93.2%	101.6%	173.0%	238.9%
94.2%	99.6%	106.7%	41.2%
81.1%	87.2%	181.4%	57.1%
96.4%	99.2%	115.5%	75.0%
150.9%	130.8%	127.4%	126.7%
97.5%	101.5%	97.0%	87.8%
84.1%	89.8%	133.6%	116.0%
89.2%	88.4%	99.7%	135.3%
90.8%	102.6%	98.2%	149.1%
83.9%	95.9%	73.1%	175.0%
110.5%	132.2%	81.2%	112.5%
87.3%	90.5%	72.2%	70.7%
115.8%	107.3%	73.0%	80.0%
98.8%	99.1%	84.3%	53.3%
106.6%	108.8%	102.2%	79.3%
87.4%	92.1%	85.5%	0.0%
73.4%	78.2%	75.8%	24.0%
98.4%	101.8%	107.0%	105.5%
98.4%	101.8%	107.0%	105.5%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでの2.7 3階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター（あいよる21）3階	0138-23-8546	0134-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター3階	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8151
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市大字宮園2丁目8-1	社会福祉センター内	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549		0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ1階	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル5階	043-222-1294	043-222-0774
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4丁目17番1号	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294	0776-24-4187
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白鬚112	白鬚再開発ビル3階福井県社会福祉協議会 嶺南支所内	0770-52-7833	0770-52-7834
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材センター	380-0936	長野市中御所岡田98-1	長野保健福祉事務所庁舎内	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉・農業会館3階	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館シズウエル3階	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	430-0925	浜松市中区寺島町450		053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市中区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館2階	059-224-1082	050-222-0170
滋賀県	滋賀県南部介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36	長浜市民交流センター1階	0749-64-5125	0749-64-5126
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通鳥丸東入ル清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪府福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター1階	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材研修センター1階	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-256-4848	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	754-0041	山口市小郡令和1-1-1	KDDI維新ホール3階	083-902-2355	083-902-5877
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040	088-656-1173
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	ふくし交流プラザ1階	088-844-3511	088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8	総合社会福祉センター内	0887-34-3540	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3	社会福祉センター内	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ東棟2階	092-584-3310	092-584-3319
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34	久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	社会福祉協議会内	0948-23-2210	0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501	行橋市総合福祉センター（ウイズゆくはし）内	0930-23-8495	0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656	095-846-8798
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184	0956-23-3175
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026	0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター人材研修館1階	0985-32-9740	0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1番7号	鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703	098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142	0980-53-6042

1. 職員体制 (令和3年4月1日時点)

都道府県名	求人・求職相談担当									福祉人材確保相談担当											
	合計			正規			非正規			合計			正規			非正規					
	うち 正規	うち 専任	増減	専任 比較	兼任 人数	増減	専任 比較	兼任 人数	増減	うち 正規	うち 専任	増減	専任 比較	兼任 人数	増減	専任 比較	兼任 人数	増減			
																			常勤	非常勤	常勤
合計	66	3	56	2	1		37	17	4	5		8	2	7	2	-		5	-	1	-
平均	3	1	3	1	1		2	3	2	3		2	2	2	2	-		1	-	1	-
記入C数	24	3	21	2	1		17	6	2	2		5	1	4	1	-		4	-	1	-
北海道																					
青森県												1	1					1			
岩手県	4	1			1				3												
宮城県																					
秋田県	2		2				2														
山形県	1		1				1														
福島県												4	2	4	2			2			
茨城県	2		1				1		1												
栃木県	5		5				5														
群馬県	2		2				2														
埼玉県	7		7				2	5		↗	3										
千葉県	3		3				1	2													
東京都	6		6				6			↗	1										
神奈川県																					
新潟県																					
富山県	5		5				5			↗	1										
石川県	4		4				3	1													
福井県																					
山梨県																					
長野県	2		2				2					1							1		
岐阜県	1	1	1	1																	
静岡県	7		7				7			↗	2										
愛知県																					
三重県	2	1	2	1		↗	1	1			↘	1									
滋賀県																					
京都府												1	1					1			
大阪府	1		1				1														
兵庫県																					
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県																					
徳島県	1		1				1					1	1					1			
香川県	1		1				1														
愛媛県																					
高知県																					
福岡県	1		1				1														
佐賀県	1								1												
長崎県																					
熊本県	1		1				1														
大分県	2		2				2														
宮崎県	4								4												
鹿児島県																					
沖縄県	1		1				1														

1. 職員体制 (令和3年4月1日時点)

都道府県名	キャリア支援専門員											事業者アドバイザー										
	合計			正規			非正規					合計			正規			非正規				
	うち 正規	うち 専任	増減 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	うち 正規	うち 専任	増減 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	
																						157
合計	157	19	152	18	1	120	14	4	-	5	-	5	-	-	2	3	-	-				
平均	4	2	4	2	1	4	3	1	-	2	-	2	-	-	1	3	-	-				
記入C数	42	11	41	10	1	34	5	3	-	3	-	3	-	-	2	1	-	-				
北海道	4		4			4																
青森県	3		3			3			↘ 1	3	3							3				
岩手県	7		7			7																
宮城県	3	1	3	1		2																
秋田県																						
山形県	3	1	2		1	2																
福島県	2		2			2																
茨城県	5		5			5																
栃木県	3		3			3																
群馬県	2		2			2																
埼玉県																						
千葉県	3		3			3																
東京都	3		3			2	1															
神奈川県	6		6			6																
新潟県	4		4			4																
富山県	2		2			2																
石川県	1		1			1																
福井県	4	4	4	4																		
山梨県	2		2			2																
長野県	4		4			4																
岐阜県	4	4	4	4																		
静岡県	5	1	5	1		4																
愛知県	6		6			6			↘ 1													
三重県	5		3		↘ 1	3	2	↗ 1														
滋賀県	2		2			2																
京都府	4		4			4				1	1							1				
大阪府	12	1	12	1		11			↘ 2													
兵庫県	6		6			6																
奈良県	5		5			5																
和歌山県	3		2			2	1															
鳥取県	2		2			2																
島根県	2		2			2																
岡山県	2	2	2	2																		
広島県																						
山口県	13	2	13	2		11			↗ 1													
徳島県									↘ 1	1	1							1				
香川県	2		2			2																
愛媛県	2		2			2																
高知県	2	1	2	1		1																
福岡県	3		3			3																
佐賀県	1						1															
長崎県	4	1	4	1		3																
熊本県	4	1	4	1		3																
大分県	3		3				3															
宮崎県																						
鹿児島県	3		3			3																
沖縄県	1		1			1																

1. 職員体制 (令和3年4月1日時点)

都道府県名	その他													役職
	合計			正規				非正規						
	うち 正規	うち 専任	76	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較	人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数			
													6	
合計	84	6	76	6	-		56	14	8	-				
平均	4	1	3	1	-		3	5	2	-				
記入C数	24	5	23	5	-		21	3	4	-				
北海道														
青森県														
岩手県	2		2				2					医療的ケア研修担当、職能団体担当		
宮城県														
秋田県														
山形県	2		2				2					保育士再就職支援事業（保育士・保育所支援コーディネータ）		
福島県	2		1				1	1				保育士・保育所支援センター		
茨城県														
栃木県	7	1	7	1			6					介護福祉士貸付・出前講座他		
群馬県														
埼玉県	4		4					4				保育士保育園支援センター、介護届出		
千葉県														
東京都	13		13				7	6				介護人材、保育人材、なんでも相談、修学資金		
神奈川県	3		3				3					保育士・保育所支援センターコーディネーター		
新潟県	1		1				1					事務職員		
富山県	1		1				1					保育士・保育所支援センター 再就職コーディネーター		
石川県	1		1				1			1		嘱託		
福井県														
山梨県														
長野県	2		2				2					保育士支援専門員		
岐阜県	2		2				2					届出登録推進事業/相談事業		
静岡県	3		1				1	2				参入促進事業・外国人介護人材サポート事業		
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府	13	1	13	1			8	4				保保センター事業、介護修学・保育修学、パート		
兵庫県														
奈良県														
和歌山県	1		1				1					保育士コーディネーター		
鳥取県	2	2	2	2								保育士・保育所支援/センター		
島根県	6	1	6	1			5					支所長・保育士再就職支援コーディネーター・介護の再就職支援コーディネーター		
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県	2		1				1	1				貸付事業担当		
香川県														
愛媛県	1		1				1					外国人介護人材支援センター		
高知県	2		2				2					保育士等人材確保事業		
福岡県														
佐賀県	4							4				貸付担当、保育士コーディネーター		
長崎県														
熊本県	2		2				2					保育士コーディネーター		
大分県	2		2				2			1		職場体験、介護入門研修、介護入門セミナー、福祉魅力発信		
宮崎県	6	1	6	1		1	5					貸付担当		
鹿児島県														
沖縄県														

2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格(複数回答)(令和3年4月1日時点)

都道府県名	キャリア支援専門員											事業者アドバイザー								
	配置状況人数	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	介護支援専門員	社労士	キャリアカウンセラー	ハローワークOB	その他	その他資格内容	配置状況人数	公認会計士	社労士	中小企業診断士	弁護士	税理士	その他	その他資格内容	
合計	156	26	4	34	11	18	2	9	7	33		5	1	1	-	1	-	1		
平均	4	2	1	2	1	2	1	2	2	2		2	1	1	-	1	-	1		
配置C数	42	17	4	22	10	11	2	5	4	15		3	1	1	-	1	-	1		
北海道	4																			
青森県	3											3	1	1		1				
岩手県	7			1	1			3												
宮城県	3									2	社会福祉主事、初任者研修、児童指導員、心理判定員									
秋田県																				
山形県	3	1		1						1	介護職員初任者研修、実務者研修修了									
福島県	2								1											
茨城県	5			1						2	教員									
栃木県	3			1	1				1											
群馬県	2	1						1												
埼玉県																				
千葉県	3	1		1		1														
東京都	3	2	1	1	1					1	初任者研修修了									
神奈川県	6	3		3		3				4	初任者研修修了者3名、社会福祉主事任用資格3名、産業カウンセラー1名									
新潟県	4	1		1						2	社会福祉主事1人、介護職員初任者研修1人									
富山県	2			2		1														
石川県	1			1	1					1										
福井県	4									2										
山梨県	2																			
長野県	4			1																
岐阜県	4	1		2																
静岡県	5	1	1		1					1	一般企業で労務管理を担当していた者									
愛知県	6	3			1	3														
三重県	5	1		1			1	1		1	デイサービス									
滋賀県	2																			
京都府	4	1		3		2						1								
大阪府	12	4		6	1	1				8										
兵庫県	6	1	1	1		1														
奈良県	5							3	3											
和歌山県	4			2	1	2														
鳥取県	2									2	介護事業所で管理者経験あり1名、一般企業で労務管理経験あり1名									
島根県	2																			
岡山県	2									2	社会福祉主事									
広島県																				
山口県	13	2			2		1													
徳島県												1							1	
香川県	2			1		1														
愛媛県	2	1		1																
高知県	2									2										
福岡県	3			1		2		1	2	2	介護施設・事業所でのシフト管理等									
佐賀県	1			1																
長崎県	2	1			1															
熊本県	4	1	1																	
大分県	3			1		1														
宮崎県																				
鹿児島県	3																			
沖縄県	1																			

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ① 個別（出張）相談

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	281カ所	2,813件	4,445件	520件	64カ所	865件	1,200件	191件	217カ所	1,948件	3,245件	329件
平均	7カ所	72回	131件	27件	2カ所	28回	46件	14件	6カ所	59回	112件	22件
記入C数	40				31				34			
北海道	8カ所	21回			1カ所	3回			7カ所	18回		
青森県												
岩手県	13カ所	424回			13カ所	424回						
宮城県	10カ所	77回	187件	30件	1カ所	9回	46件	8件	9カ所	68回	141件	22件
秋田県												
山形県	8カ所	82回	266件	98件	1カ所	11回	52件	22件	7カ所	71回	214件	76件
福島県	9カ所	87回	176件		3カ所	29回	88件		6カ所	58回	88件	
茨城県	2カ所	7回	11件	12件	2カ所	7回	11件	12件				
栃木県	12カ所	197回	439件		1カ所	1回	45件		11カ所	196回	394件	
群馬県	4カ所	41回	26件		1カ所	5回	3件		3カ所	36回	23件	
埼玉県	14カ所	69回	193件		4カ所	23回	44件		10カ所	46回	149件	
千葉県	12カ所	89回	175件		3カ所	13回	27件		9カ所	76回	148件	
東京都	5カ所		159件	23件					5カ所		159件	23件
神奈川県	10カ所	125回	351件		3カ所	41回	130件		7カ所	84回	221件	
新潟県	11カ所	50回	108件	24件	1カ所	1回	1件	1件	10カ所	49回	107件	23件
富山県	6カ所	100回	128件						6カ所	100回	128件	
石川県	9カ所	92回	97件	14件	1カ所	10回	27件	1件	8カ所	82回	70件	13件
福井県	4カ所	38回	37件		1カ所	9回	32件		3カ所	29回	5件	
山梨県	2カ所	20回	17件	17件	1カ所	10回	7件	7件	1カ所	10回	10件	10件
長野県												
岐阜県	9カ所	151回	297件						9カ所	151回	297件	
静岡県	14カ所	66回	347件	124件	2カ所	14回	115件	40件	12カ所	52回	232件	84件
愛知県	16カ所	164回	351件		3カ所	30回	90件		13カ所	134回	261件	
三重県	10カ所	80回	108件	12件	1カ所	1回	2件	1件	9カ所	79回	106件	11件
滋賀県												
京都府	4カ所	5回	2件		1カ所	2回	2件		3カ所	3回		
大阪府	4カ所	32回	125件		1カ所	12回	66件		3カ所	20回	59件	
兵庫県	10カ所	83回	171件		7カ所	64回	146件		3カ所	19回	25件	
奈良県	5カ所	47回	82件	22件	2カ所	21回	46件	13件	3カ所	26回	36件	9件
和歌山県	15カ所	15回	10件	10件					15カ所	15回	10件	10件
鳥取県	3カ所	30回	45件	7件	2カ所	21回	34件	5件	1カ所	9回	11件	2件
島根県												
岡山県	1カ所	22回	9件	2件	1カ所	22回	9件	2件				
広島県	1カ所	1回			1カ所	1回						
山口県												
徳島県	4カ所	36回			1カ所	10回			3カ所	26回		
香川県	1カ所	27回	55件	21件	1カ所	27回	55件	21件				
愛媛県	7カ所	81回							7カ所	81回		
高知県	1カ所	17回	61件	40件	1カ所	17回	61件	40件				
福岡県	1カ所	9回	23件						1カ所	9回	23件	
佐賀県	6カ所	62回	71件	39件	1カ所	11回	31件	18件	5カ所	51回	40件	21件
長崎県	4カ所	34回			1カ所	4回			3カ所	30回		
熊本県	9カ所	36回	48件	8件					9カ所	36回	48件	8件
大分県	6カ所	104回	89件	15件					6カ所	104回	89件	15件
宮崎県	1カ所	1回	4件	2件					1カ所	1回	4件	2件
鹿児島県	10カ所	191回	177件		1カ所	12回	30件		9カ所	179回	147件	
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ①個別(出張)相談

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				職場説明会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	20カ所	316件	211件		134カ所	177件	1,064件	505件	117カ所	137件	548件	172件
平均	3カ所	63回	53件	-	8カ所	10回	76件	51件	6カ所	7回	37件	25件
記入C数	6				17				20			
北海道												
青森県												
岩手県	4カ所	73回			12カ所	12回			6カ所	6回		
宮城県												
秋田県												
山形県									3カ所	3回	25件	
福島県	5カ所	41回	62件						5カ所	14回		
茨城県					1カ所	1回	33件					
栃木県					2カ所	2回	36件					
群馬県	1カ所	12回	14件									
埼玉県												
千葉県					1カ所	1回	9件					
東京都	1カ所		16件						5カ所	7回	41件	
神奈川県												
新潟県									9カ所	12回	56件	8件
富山県												
石川県					11カ所	19回	172件	133件	3カ所	3回	5件	
福井県					3カ所	3回			5カ所	5回		
山梨県												
長野県												
岐阜県					13カ所	15回	296件	36件				
静岡県					4カ所	10回	4件	6件	4カ所	6回	19件	3件
愛知県												
三重県									3カ所	3回	11件	3件
滋賀県												
京都府									21カ所	21回	114件	
大阪府									16カ所	16回	93件	
兵庫県	5カ所	185回	119件						2カ所	2回	15件	
奈良県					4カ所	15回	142件	4件	6カ所	8回	30件	7件
和歌山県					15カ所	15回	162件	162件	12カ所	12回	34件	34件
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県	4カ所	5回			7カ所	9回			1カ所	2回		
山口県												
徳島県												
香川県					4カ所	4回	24件	57件				
愛媛県												
高知県					4カ所	12回	35件	31件	5カ所	5回	18件	16件
福岡県												
佐賀県					2カ所	2回	8件	8件				
長崎県									2カ所	2回		
熊本県									5カ所	6回	66件	
大分県					4カ所	4回	72件	51件	1カ所	1回	1件	
宮崎県					1カ所	1回	19件	17件				
鹿児島県					46カ所	52回	52件		3カ所	3回	20件	101件
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ① 個別(出張)相談

都道府県名	その他				窓口	
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	相談受付数	求職登録数
合計	58か所	169件	447件	81件	11,309件	1,017件
平均	3か所	8回	25件	10件	2,262件	509件
記入C数	21				5	
北海道	5か所	5回				
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	3か所	3回	27件	13件		
山形県						
福島県						
茨城県	7か所	10回	44件	18件		
栃木県						
群馬県						
埼玉県	1か所	1回	7件			
千葉県						
東京都						
神奈川県	2か所	28回	48件		1,293件	
新潟県	5か所	16回	20件	13件	2,610件	
富山県						
石川県	3か所	3回	3件			
福井県	1か所	1回				
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県	4か所	11回	23件			
三重県	1か所	1回	1件		125件	272件
滋賀県	2か所	3回	3件	3件		
京都府						
大阪府	3か所	18回	37件			
兵庫県	1か所	10回	15件			
奈良県	1か所	1回	29件	16件	7,222件	745件
和歌山県	2か所	2回	5件	5件		
鳥取県						
島根県						
岡山県	6か所	6回	45件	12件		
広島県	1か所	1回				
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県	3か所	15回	18件			
大分県	1か所	14回	17件	1件		
宮崎県	5か所	9回	90件			
鹿児島県					59件	
沖縄県	1か所	11回	15件			

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ② セミナー・講演会

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	85か所	457件	1,544件	143件	20か所	112件	610件	60件	65か所	345件	934件	83件
平均	3か所	18回	110件	18件	1か所	7回	68件	12件	3か所	17回	104件	17件
記入C数	25				16				20			
北海道	8か所	25回			1か所	8回			7か所	17回		
青森県	1か所	8回	4件	1件	1か所	8回	4件	1件				
岩手県												
宮城県	1か所	1回	11件						1か所	1回	11件	
秋田県												
山形県	1か所	1回							1か所	1回		
福島県	9か所	80回	514件		3か所	27回	240件		6か所	53回	274件	
茨城県	1か所	3回	36件	3件	1か所	3回	36件	3件				
栃木県												
群馬県												
埼玉県	5か所	31回			1か所	4回			4か所	27回		
千葉県	1か所	1回	1件						1か所	1回	1件	
東京都	2か所	2回			2か所	2回						
神奈川県												
新潟県	5か所	26回	150件	51件					5か所	26回	150件	51件
富山県	4か所	34回							4か所	34回		
石川県	9か所	85回	378件		1か所	8回	144件		8か所	77回	234件	
福井県	2か所	8回			1か所	4回			1か所	4回		
山梨県	1か所	8回	41件	41件	1か所	8回	41件	41件				
長野県												
岐阜県												
静岡県	14か所	66回			2か所	14回			12か所	52回		
愛知県												
三重県												
滋賀県	5か所	27回	354件	34件	1か所	8回	119件	13件	4か所	19回	235件	21件
京都府												
大阪府	2か所	2回	36件		1か所	1回	16件		1か所	1回	20件	
兵庫県												
奈良県	1か所	1回	9件		1か所	1回	9件					
和歌山県												
鳥取県	1か所	1回	5件	3件					1か所	1回	5件	3件
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	2か所	2回			1か所	1回			1か所	1回		
香川県												
愛媛県	1か所	1回							1か所	1回		
高知県	4か所	26回	1件	9件	1か所	7回	1件	2件	3か所	19回		7件
福岡県												
佐賀県	2か所	2回	4件	1件					2か所	2回	4件	1件
長崎県	1か所	1回							1か所	1回		
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	2か所	15回			1か所	8回			1か所	7回		

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ②セミナー・講演会

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				職場説明会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	5カ所	5件	7件	34件	134カ所	174件	1,566件	288件	33カ所	48件	126件	29件
平均	5カ所	5回	7件	34件	6カ所	8回	196件	48件	3カ所	4回	32件	29件
記入C数	1				22				11		11	
北海道					1カ所	1回						
青森県												
岩手県												
宮城県					16カ所	16回	16件		5カ所	5回	5件	
秋田県												
山形県					2カ所	2回						
福島県					8カ所	8回	207件					
茨城県												
栃木県									4カ所	4回	97件	
群馬県												
埼玉県					1カ所	7回						
千葉県					3カ所	3回		50件	1カ所	1回	5件	
東京都					3カ所	3回			3カ所	3回		
神奈川県	5カ所	5回	7件	34件	2カ所	2回			1カ所	1回		
新潟県					3カ所	4回	298件	8件				
富山県					5カ所	7回		58件				
石川県												
福井県					4カ所	4回						
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県					4カ所	10回			4カ所	6回		
愛知県												
三重県												
滋賀県					2カ所	2回			4カ所	5回		
京都府					6カ所	6回	235件					
大阪府					6カ所	21回	329件					
兵庫県					4カ所	4回	53件					
奈良県					12カ所	17回	387件	119件				
和歌山県					4カ所	4回						
鳥取県					5カ所	5回	41件	2件				
島根県												
岡山県									1カ所	1回		
広島県												
山口県												
徳島県					2カ所	4回			1カ所	1回		
香川県									2カ所	2回	19件	29件
愛媛県												
高知県					30カ所	33回		51件				
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県									7カ所	19回		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					11カ所	11回						

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(1) 求職者向け相談等支援実施状況 ② セミナー・講演会

都道府県名	その他			
	カ所数	延べ回数	相談受付数	求職登録数
合計	25カ所	30件	77件	32件
平均	3カ所	3回	26件	16件
記入C数	10		10	
北海道	8カ所	8回		
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県	1カ所	1回		
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都	2カ所	2回		
神奈川県	1カ所	1回		
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県	1カ所	3回	29件	29件
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県	2カ所	5回		
京都府				
大阪府	2カ所	2回	39件	
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県	2カ所	2回		
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県	2カ所	2回	9件	3件
長崎県	4カ所	4回		
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(2) 求人事業所相談等支援実施状況 ① キャリア支援専門員による相談支援

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	うち 社会福祉法人			カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
				カ所数	延べ回数	開拓求人数						
合計	2,231カ所	5,087件	109件	545カ所	918件	39件	441カ所	458件	-	2,672カ所	5,545件	109件
平均	93カ所	212回	27件	32カ所	54回	13件	221カ所	229回	-	111カ所	231回	27件
記入C数	24			17			2			24		
北海道	29カ所	29回		15カ所	15回					29カ所	29回	
青森県	89カ所	89回	89件	29カ所	29回	29件				89カ所	89回	89件
岩手県	489カ所	489回								489カ所	489回	
宮城県	81カ所	81回		40カ所	40回					81カ所	81回	
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県	33カ所	132回		21カ所	84回					33カ所	132回	
栃木県	128カ所	8回								128カ所	8回	
群馬県												
埼玉県												
千葉県				10カ所	10回							
東京都												
神奈川県	34カ所	37回		34カ所	37回					34カ所	37回	
新潟県												
富山県												
石川県	1カ所	1回		1カ所	1回					1カ所	1回	
福井県	145カ所	566回		83カ所	368回					145カ所	566回	
山梨県	41カ所	41回								41カ所	41回	
長野県		2,474回									2,474回	
岐阜県												
静岡県	216カ所	216回	3件	88カ所	88回					216カ所	216回	3件
愛知県	62カ所	62回		47カ所	47回					62カ所	62回	
三重県	110カ所	110回		74カ所	74回					110カ所	110回	
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県	25カ所	30回	5件	17カ所	19回	5件				25カ所	30回	5件
和歌山県	20カ所	20回		5カ所	5回					20カ所	20回	
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	94カ所	94回		51カ所	51回					94カ所	94回	
香川県	42カ所	100回	12件	19カ所	39回	5件				42カ所	100回	12件
愛媛県	1カ所	1回								1カ所	1回	
高知県	9カ所	9回		9カ所	9回					9カ所	9回	
福岡県	117カ所									117カ所		
佐賀県	3カ所	3回		2カ所	2回					3カ所	3回	
長崎県	1カ所	1回					8カ所	9回		9カ所	10回	
熊本県												
大分県	171カ所	171回								171カ所	171回	
宮崎県												
鹿児島県	290カ所	323回					433カ所	449回		723カ所	772回	
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(2) 求人事業所相談等支援実施状況 ②キャリア支援専門員以外による相談支援

都道府県名	施設・事業所						施設・事業所以外			計		
				うち 社会福祉法人								
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
合計	286カ所	4,224件	41件	114カ所	116件	12件	29カ所	29件		315カ所	4,253件	41件
平均	48カ所	528回	21件	19カ所	19回	6件	15カ所	15回	-	53カ所	532回	21件
記入C数	8			6			2			8		
北海道	12カ所	12回		8カ所	8回					12カ所	12回	
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県	160カ所	160回	29件	37カ所	37回	4件	28カ所	28回		188カ所	188回	29件
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県		3,067回									3,067回	
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都		869回									869回	
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県	20カ所	20回		14カ所	14回					20カ所	20回	
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県	42カ所	43回	12件	28カ所	29回	8件				42カ所	43回	12件
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	39カ所	39回		15カ所	15回					39カ所	39回	
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県	13カ所	14回		12カ所	13回		1カ所	1回		14カ所	15回	
鹿児島県												
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和2年度実績）

(2) 求人事業所相談等支援実施状況 ③ 事業所向けアドバイザーによる相談支援

都道府県名	経営計画策定支援		採用計画策定支援		人事制度構築支援		職員研修支援		各種規程類作成支援		その他		計	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	194カ所	215件	1カ所	1件	6カ所	17件	73カ所	85件	8カ所	10件	30カ所	30件	312カ所	358件
平均	65カ所	54回	1カ所	1回	3カ所	6回	24カ所	28回	2カ所	3回	8カ所	8回	35カ所	36回
記入C数	4		1		3		3		4		4		10	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県	1カ所	1回					1カ所	1回	1カ所	1回			3カ所	3回
秋田県	2カ所	2回			5カ所	5回							7カ所	7回
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県									1カ所	1回	3カ所	3回	4カ所	4回
福井県									4カ所	5回			4カ所	5回
山梨県														
長野県		21回				10回								31回
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県							62カ所	74回			22カ所	22回	84カ所	96回
滋賀県							10カ所	10回					10カ所	10回
京都府	191カ所	191回											191カ所	191回
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県											3カ所	3回	3カ所	3回
長崎県														
熊本県			1カ所	1回	1カ所	2回			2カ所	3回	2カ所	2回	6カ所	8回
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

(1) 福祉人材センター・ハローワークとの連携体制

都道府県名	①本事業を推進するためのハローワークとの連携事業連絡調整会議の設置				②個々のハローワークとの連絡調整の場を設けている	
	設置している	設置していない	設置している 実施回数	設置していない 理由	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
	26	21	1.7回 (平均)		1.2カ所 (平均)	6.4カ所 (平均)
	54.2%	43.8%				
北海道	●		1回			
青森県	●		3回		1カ所	
岩手県		●			1カ所	11カ所
宮城県		●		会議の設置はないが常時連絡調整している	1カ所	9カ所
秋田県		●		会議設置に向けて調整が未実施のため		
山形県	●					
福島県		●				
茨城県	●				2カ所	11カ所
栃木県	●		2回			
群馬県		●		R3年度より実施するために準備を行っていたため。	1カ所	4カ所
埼玉県	●					
千葉県		●		労働局を通して連絡調整を行っている。		
東京都		●				
神奈川県		●		労働局にて設置済みのため		
新潟県	●		1回		1カ所	
富山県	●		1回		1カ所	
石川県	●				1カ所	
福井県	●		1回			
山梨県	●		1回		1カ所	7カ所
長野県	●		2回			
岐阜県		●				
静岡県	●		1回		3カ所	
愛知県		●				
三重県		●		その都度ハローワークへ出向いている。	1カ所	
滋賀県	●		12回		1カ所	
京都府	●				1カ所	4カ所
大阪府		●		労働局担当者を通じて各HWとの連絡調整を行っていただいているため。		
兵庫県	●					
奈良県	●		1回		2カ所	
和歌山県	●				1カ所	
鳥取県	●		1回			
島根県		●		関係者が協議できる場が別にあるため	1カ所	
岡山県	●		1回			
広島県		●			2カ所	
山口県	●					
徳島県	●		1回		1カ所	1カ所
香川県		●		労働局からのアクションがないため	1カ所	
愛媛県		●				
高知県		●			1カ所	3カ所
福岡県		●			1カ所	
佐賀県	●		1回		1カ所	5カ所
長崎県	●		1回		1カ所	
熊本県	●		1回		1カ所	9カ所
大分県		●		大分県福祉人材確保推進会議で対応	1カ所	
宮崎県		●				
鹿児島県	●				1カ所	
沖縄県		●				

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

(2) 事業の内容 ① 求職者情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供									人材センターからハローワークへの情報提供								
	拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度			拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度		
	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度
合計	31カ所	531件	1カ所	10件	18	5	14	9	-	23カ所	170件	12カ所	10件	15	2	10	6	-
					37.5%	10.4%	29.2%	18.8%						31.3%	4.2%	20.8%	12.5%	
平均	2カ所	41件	1カ所	10件					-	2カ所	19件	6カ所	10件					-
記入C数	20	13	1	1						15	9	2	1					

北海道																		
青森県	1カ所	225件			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回										
岩手県					<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>			●		
宮城県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●		
秋田県																		
山形県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●		
福島県																		
茨城県	2カ所	13件			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●	月1回	2カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県	4カ所					<input checked="" type="checkbox"/>	●											
千葉県																		
東京都							●		4カ所	6件			<input checked="" type="checkbox"/>		●			
神奈川県																		
新潟県	1カ所	1件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所	29件			<input checked="" type="checkbox"/>		●			
富山県																		
石川県	1カ所	8件				<input checked="" type="checkbox"/>	●		1カ所	43件			<input checked="" type="checkbox"/>		●			
福井県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	
山梨県	1カ所	7件	1カ所	10件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	1カ所	7件	1カ所	10件	<input checked="" type="checkbox"/>			●	月1回	
長野県																		
岐阜県																		
静岡県	2カ所	75件			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●	月1回程度	2カ所	2件			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●			
愛知県	3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●											
三重県	1カ所	47件			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回										
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県	3カ所	70件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		2カ所	7件			<input checked="" type="checkbox"/>		●			
奈良県	2カ所	8件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		2カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●			
和歌山県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●			
鳥取県																		
島根県					<input checked="" type="checkbox"/>		●						<input checked="" type="checkbox"/>		●			
岡山県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●			
広島県																		
山口県	2カ所	52件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		2カ所	52件			<input checked="" type="checkbox"/>		●			
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県	1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>		●											
福岡県	1カ所					<input checked="" type="checkbox"/>	●											
佐賀県																		
長崎県	1カ所	1件					●											
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

(2) 事業の内容 ② 求人情報の共有

都道府県名	ハローワークから人材センターへの情報提供								人材センターからハローワークへの情報提供									
	拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度		拠点ハローワーク		拠点以外のハローワーク		情報提供の方法		情報提供の頻度			
	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度	カ所	件	カ所	件	紙媒体	オンライン提供	不定期	定期	頻度
合計	25カ所	19,554件	66カ所	19,179件	14	9	7	16	-	31カ所	12,647件	131カ所	4,509件	20	2	4	19	-
					29.2%	18.8%	14.6%	33.3%						41.7%	4.2%	8.3%	39.6%	
平均	1カ所	2,444件	9カ所	9,590件						1カ所	1,150件	10カ所	644件					
記入C数	22	8	7	2						22	11	13	7					
1	北海道	1カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回	
2	青森県	1カ所	93件		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回										
3	岩手県	1カ所		11カ所	<input checked="" type="checkbox"/>		●			1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●		
4	宮城県									1カ所	12件	9カ所	108件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
5	秋田県																	
6	山形県	1カ所		7カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	●			1カ所		7カ所			<input checked="" type="checkbox"/>	●		
7	福島県						●											
8	茨城県	2カ所		11カ所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	●			2カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●		
9	栃木県	1カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		1カ所		11カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
10	群馬県																	
11	埼玉県																	
12	千葉県	1カ所	12件		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		4カ所	48件	7カ所	84件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
13	東京都																	
14	神奈川県									1カ所	8,313件			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月2回	
15	新潟県	1カ所	12件		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		1カ所	12件	16カ所	192件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
16	富山県																	
17	石川県	1カ所		8カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	●			1カ所						●		
18	福井県	1カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
19	山梨県	1カ所		7カ所		<input checked="" type="checkbox"/>	●											
20	長野県									1カ所	1件	13カ所	13件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
21	岐阜県																	
22	静岡県																	
23	愛知県									3カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●		
24	三重県	1カ所	52件		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		1カ所	12件			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
25	滋賀県																	
26	京都府	1カ所	19,107件	16カ所	19,107件		<input checked="" type="checkbox"/>	●		1カ所	4,028件	16カ所	4,028件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
27	大阪府																	
28	兵庫県																	
29	奈良県	2カ所	70件		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		2カ所				<input checked="" type="checkbox"/>		●		
30	和歌山県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	●			1カ所		7カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●		
31	鳥取県																	
32	島根県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	●							<input checked="" type="checkbox"/>		●		
33	岡山県	1カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回		1カ所		12カ所		<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
34	広島県																	
35	山口県	2カ所	196件		<input checked="" type="checkbox"/>		●			2カ所	196件			<input checked="" type="checkbox"/>		●		
36	徳島県																	
37	香川県	1カ所			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回										
38	愛媛県																	
39	高知県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	●											
40	福岡県	1カ所				<input checked="" type="checkbox"/>	●											
41	佐賀県																	
42	長崎県									2カ所	12件	5カ所	12件	<input checked="" type="checkbox"/>		●		
43	熊本県									1カ所	1件			<input checked="" type="checkbox"/>		●	月1回	
44	大分県	1カ所	12件	6カ所	72件	<input checked="" type="checkbox"/>	●	(月1回)		1カ所	12件	6カ所	72件	<input checked="" type="checkbox"/>		●	(月1回)	
45	宮崎県																	
46	鹿児島県																	
47	沖縄県																	

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

(2) 事業の内容 ③周知広報の相互協力

都道府県名	ハローワークの各種施策の周知広報を人材センターが協力		人材センターの各種事業の周知広報をハローワークが協力	
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	71カ所	176カ所	80カ所	295カ所
平均	2カ所	7カ所	2カ所	8カ所
記入C数	39	26	40	39
北海道	1カ所		1カ所	
青森県	1カ所		2カ所	7カ所
岩手県	1カ所	11カ所	1カ所	11カ所
宮城県	1カ所	9カ所	1カ所	9カ所
秋田県				
山形県	1カ所	7カ所	1カ所	7カ所
福島県	3カ所	6カ所	3カ所	6カ所
茨城県	2カ所	11カ所	2カ所	11カ所
栃木県	1カ所	11カ所	1カ所	11カ所
群馬県				
埼玉県			4カ所	11カ所
千葉県	4カ所	7カ所	4カ所	7カ所
東京都	7カ所	5カ所	7カ所	5カ所
神奈川県			5カ所	10カ所
新潟県	1カ所	1カ所	1カ所	16カ所
富山県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所
石川県	1カ所	8カ所	1カ所	8カ所
福井県	1カ所	1カ所	1カ所	7カ所
山梨県	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
長野県	1カ所	13カ所	1カ所	13カ所
岐阜県		9カ所		9カ所
静岡県	3カ所	13カ所	3カ所	13カ所
愛知県				
三重県	1カ所		1カ所	9カ所
滋賀県	1カ所	4カ所	1カ所	4カ所
京都府	1カ所	16カ所	1カ所	16カ所
大阪府	10カ所	6カ所	10カ所	6カ所
兵庫県	7カ所	3カ所	7カ所	3カ所
奈良県	2カ所			3カ所
和歌山県	1カ所		1カ所	7カ所
鳥取県			2カ所	1カ所
島根県	1カ所		1カ所	4カ所
岡山県	1カ所		1カ所	12カ所
広島県	2カ所		2カ所	13カ所
山口県	2カ所		2カ所	
徳島県	1カ所	3カ所	1カ所	3カ所
香川県	1カ所		1カ所	7カ所
愛媛県				
高知県	1カ所	3カ所	1カ所	3カ所
福岡県	1カ所			1カ所
佐賀県	1カ所	5カ所	1カ所	5カ所
長崎県	1カ所		1カ所	
熊本県	1カ所	5カ所	1カ所	9カ所
大分県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所
宮崎県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所
鹿児島県	1カ所		1カ所	9カ所
沖縄県	1カ所		1カ所	

4.ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

（2）事業の内容 ④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結/センター運営への効果や影響・課題

都道府県名	締結している	締結していない	センター運営への効果や影響	実施にあたって感じている課題
C数	9	35		
%	18.8%	72.9%		
北海道		●	ハローワークの求職者のうち福祉職場を希望している方に対し、事業のチラシをDMで送付いただき、参加者確保につながっている。	拠点以外のハローワークとの連携強化。
青森県		●	本事業により、福祉人材センターへの求職登録者が増加することで、より多くの求職者を求人事業所に紹介でき、マッチングへの期待が高まった。	ハローワーク求職者の本事業への同意が、イコール福祉人材センターへの求職登録になれば、求職者への情報提供がスムーズに行えると思う。
岩手県	●		・当センターの定期出張相談について、ハローワーク盛岡を窓口にして新規相談場所の設置及び相談会の回数増が実現している。・ハローワーク盛岡から講師を招いての職員研修の実施、県内各ハローワークでの当センター事業の周知など協力関係が比較的でできていると感じる。	
宮城県		●	ハローワークの求職登録者数が多いため、イベント等の周知に協力をもらうとより幅広く広報できる。	
秋田県		●		
山形県	●		ハローワークと連携事業のうち求職者情報の共有については令和元年7月から実施。求職者情報の共有ができることで、求職活動の経過が詳細にわかるため、就労あっせんや相談対応がより丁寧実践されている。	体調不良等で就職活動が一時中断しているケースがあり、そのような方を支援対象とするのかなど、整理する必要がある。
福島県		●		
茨城県		●		
栃木県		●	特になし	
群馬県				
埼玉県		●		
千葉県		●		
東京都	●			
神奈川県		●	ハローワークでの、フェア、セミナー周知協力はセンター事業、特に参加者数への大きな影響がある。	
新潟県		●	ハローワーク内で求職登録ができるようになった。	ハローワークからの紹介が少ない。
富山県	●			
石川県		●		
福井県		●		
山梨県	●			
長野県		●	福祉の職場説明会・就職相談会の参加者は、ハローワークからの周知が多いため、今後も連携が必要。	各ハローワークの所長によって、福祉人材センターへの協力体制が違ってくる。
岐阜県		●		
静岡県		●	相互に連絡をとり、事業等も含め連携をして、求職登録者数も増え、採用に結びついている	個々のハローワークの職員の対応によってうまく連携できる時とそうでないときがある。
愛知県				ハローワークへの巡回(訪問)が月1回であり、緊密な連携が図りづらい。
三重県	●			
滋賀県		●		拠点ハローワークとの連携強化が更に必要
京都府		●		本センターも同様であるが、ハローワークの担当者も人事異動があるため、仮に引き継ぎがなされていても人事異動がある度に、事業の実施にあたり全てがリセットされた状況になることが課題である。
大阪府		●		
兵庫県		●		
奈良県	●		求人・求職の双方の情報交換の有効性と事業周知協力による利用促進につながっている。	拠点以外のハローワークとの連携するきっかけがない。
和歌山県		●		拠点ハローワークと人材センターの立地が離れている。
鳥取県		●	・ハローワークから案内されて相談に来る求職者が増えた。センター事業もハローワークを通じて知る参加者もいる。	本会では県労働局と協議し、お互い負担にならない形で連携をとるようにしています。
島根県		●	様々な情報を共有することで、マッチングに役立っている。	
岡山県		●		ハローワークでの巡回相談を実施しているが、ハローワークに専門の相談員がいるので、人材センターまで相談者がまわってこない。
広島県		●	労働局及びハローワークと連携しやすくなった。	
山口県		●		
徳島県		●	各ハローワークとのやりとりを労働局が調整役を担っていただけるため、いくつかの事業を協働実施することが出来ている	

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[i] 福祉人材センター・ハローワークとの連携事業について

（2）事業の内容 ④センターと労働局による個人情報保護に関する協定書の締結/センター運営への効果や影響・課題

都道府県名	締結している	締結していない	センター運営への効果や影響	実施にあたって感じている課題
C数	9	35		
%	18.8%	72.9%		
香川県	●		一部のハローワークでは、人材センターが行っているハローワークでの出張相談について求職者へ周知いただいております、面談予約の連絡がくるようになった。	就職フェア等のイベント周知だけでなく、介護や保育の福祉職希望者の情報共有など、今後も連携して取り組んでいきたい。
愛媛県		●		
高知県	●			
福岡県		●		
佐賀県		●	福祉・介護関係のマッチングの効果的推進において、ハローワークと課題共有を行うとともに、定期的な出張相談の場の提供をはじめ、ハローワーク主催の会社説明会・就職支援研修等での福祉人材センターの紹介や就職フェア広報、相談コーナーの設置等、相互に協力した事業展開を円滑に進めることができ、求人求職者支援の充実につながっている。	
長崎県		●		
熊本県		●	被災地域の福祉施設職員に対し復職支援を効果的に実施できた。	
大分県		●	就職フェア（年7回）共催で開催。特に夏の広域フェア時、ハローワークが求職者（福祉希望）にダイレクトメールにて周知。	
宮崎県		●	例年労働局・職安と合同で行っている福祉の仕事就職面接・相談会と就職説明会を合わせて、「福祉のしごと就職フェア」を開催した。合同で開催することで、参加事業所の募集等役割分担ができ、事業を効率的に進められる。またチラシやポスター等をハローワークに置くことで、より多くの求職者に広報ができる。	
鹿児島県		●	就職面談会や各種セミナーの開催案内チラシをハローワークへ送付して周知広報を依頼しており、チラシを見ての参加申し込みがある。	
沖縄県				

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[ii] その他の連携について

(1) ハローワークまたは福祉人材センター主催の会議への出席

都道府県名	①ハローワーク主催の福祉人材確保推進協議会へのセンターの出席		②福祉人材センター運営委員会へのハローワークの出席	
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	16カ所		24カ所	
平均	1カ所	-	1カ所	-
記入C数	15		24	
青森県	1カ所		1カ所	
秋田県			1カ所	
山形県	1カ所			
福島県	1カ所		1カ所	
埼玉県			1カ所	
千葉県			1カ所	
東京都	1カ所			
新潟県	1カ所		1カ所	
富山県	1カ所			
石川県			1カ所	
山梨県	1カ所		1カ所	
長野県			1カ所	
岐阜県			1カ所	
静岡県			1カ所	
愛知県			1カ所	
三重県			1カ所	
兵庫県			1カ所	
奈良県	2カ所			
和歌山県			1カ所	
島根県	1カ所		1カ所	
徳島県	1カ所		1カ所	
愛媛県			1カ所	
高知県	1カ所		1カ所	
佐賀県			1カ所	
長崎県	1カ所		1カ所	
熊本県	1カ所		1カ所	
大分県	1カ所		1カ所	
沖縄県	1カ所		1カ所	

4. ハローワークとの連携について（令和2年度実績）

[ii] その他の連携について

(2) 労働市場情報の相互提供

都道府県名	①ハローワークからセンターへの労働市場情報の提供		②センターからハローワークへの労働市場情報の提供	
	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク	拠点ハローワーク	拠点以外のハローワーク
合計	20カ所	35カ所	12カ所	14カ所
平均	1カ所	9カ所	1カ所	7カ所
記入C数	18	4	10	2
青森県	1カ所			
山形県	1カ所			
福島県	1カ所			
神奈川県			1カ所	
新潟県	1カ所		1カ所	
石川県	1カ所	8カ所	1カ所	8カ所
福井県	1カ所			
静岡県	1カ所			
三重県	1カ所		1カ所	
滋賀県	1カ所			
京都府	1カ所	16カ所		
奈良県	2カ所		2カ所	
和歌山県	1カ所			
山口県	2カ所		2カ所	
香川県	1カ所		1カ所	
愛媛県	1カ所			
佐賀県	1カ所	5カ所	1カ所	
長崎県	1カ所		1カ所	
大分県	1カ所	6カ所	1カ所	6カ所

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

(2022年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7 4階	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福祉協会	231-0031	横浜市中区万代町1-2-4 横浜タナベビル601	045-263-6017
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5526
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野県保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-201-1592
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市中央3丁目1番8号 10階	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-322-8077
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修(2022年度中止予定)
- 資格取得記念品贈呈

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- 提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウェル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

ソウェルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用



ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(2022年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容	
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当たり 2,800円～4,000円 (乳がん・子宮がん検診は800円を限度に加算)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成	
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康・生活に関わる品目の中から希望する1品を給付	
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談	
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF	
	弔慰金・見舞金			
	●・会員の死亡	60万円		
	●「・〃	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)		
	●・会員の配偶者の死亡	10万円		
	●・高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、71歳未満)が生じた場合	
	●・後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合	
●・入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給		
●・災害(法人)	1法人当たり 20万円			
●・第1種会員	1人当たり 2万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を受けた場合		
●・第2種会員	1人当たり 1万円			
任意保険	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険	
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障がいにより備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)	
	ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険	
	ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険	
	ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がんに限定した保険、がんで入院1日目から何日間でも補償	
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)	
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈	
	●結婚お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券等)	・会員が結婚した場合に贈呈	
	●出産お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券等)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈	
	●入学お祝品	1人当たり 5千円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券等)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈	
	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈	
研修事業	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人福祉・障害・児童福祉のコース) 7日間 参加募集20名 10月又は11月実施(2022年度は中止の予定)	
	接遇講習会(リモート)	講習受講料及び教材費無料	・電話対応、接客方法等の接遇マナーやクレーム対応について学ぶ。	
	メンタルヘルス講習会(リモート)		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ。	
	ハラスメント防止講習会(リモート)		・多様化するハラスメントについて幅広く学び、ハラスメント防止対策を習得する。	
	カスタマーハラスメント講習会(リモート)		・カスタマーハラスメントに対する適切な対応を学ぶ。	
	新人フォロー講習会(リモート)		・入社してからの振り返りを行い、仕事の基礎を学ぶ。	
	e-ラーニング		・10月～12月の間で、都合の良い時に受講できる。(パソコン、コンプライアンス、メンタルヘルス)	
都道府県事務局が実施する講習会	・都道府県事務局が地域の実情に応じブロック単位に実施する。			
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 10,000万円	・金利を一般利用者より割安	
	財住金フラット35	借入金額:100万円以上8,000万円 返済期間:15年～35年	・保証人、保証料不要 団体信用生命保険に加入できない場合も利用可能。	
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より割安	
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当たり 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成	
	●指定保養所			
	└・KKR宿泊施設	優待料金に加え	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き(2種会員は割引のみ)	・KKR宿泊施設(国家公務員共済組合連合会)
	└・休暇村	10%割引に加え		・休暇村
	└・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え		・グリーンピア
	└・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え		・ダイワロイヤルホテルズ
	会員制リゾート施設			
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金		・会員制リゾートホテル・別荘
	ラフォーレ倶楽部	会員料金		・会員制リゾートホテル
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 2～10%割引		・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～50%割引		・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高55%割引		・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど
	会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安		・各事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)
	地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用		・都道府県事務局が地域において、割安なメニューを開発
ソウェルクラブ“クラブオフ”	優待料金		・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー	
その他の事業	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウイズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引	
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など	
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越しサービスなど	
	情報提供など	ホームページ		http://www.sowel.or.jp
		ソウェルクラブニュース(FAX)		毎月1回、全事業所に配布
		情報誌「ソウェルクラブ」の発行		年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布
		ハンドブックの発行		全会員に配布
事務マニュアル			各事業所に配布	
オリジナル手帳		サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布		
オリジナルカレンダー		書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布		

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。
(ただし、※印の事業については、会員番号“019”で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（2021年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	821	46,657	911	90.1%
青森県	76	4,493	523	14.5%
岩手県	62	3,795	333	18.6%
宮城県	41	3,228	259	15.8%
秋田県	72	4,521	228	31.6%
山形県	109	6,698	249	43.8%
福島県	96	5,620	298	32.2%
茨城県	116	6,090	510	22.7%
栃木県	82	3,953	351	23.4%
群馬県	100	4,448	499	20.0%
埼玉県	141	7,804	858	16.4%
千葉県	87	4,587	681	12.8%
東京都	325	26,075	1,050	31.0%
神奈川県	64	4,151	792	8.1%
新潟県	49	4,040	441	11.1%
富山県	101	6,389	204	49.5%
石川県	63	3,425	308	20.5%
福井県	52	3,035	223	23.3%
山梨県	28	1,225	250	11.2%
長野県	62	3,210	350	17.7%
岐阜県	94	5,953	301	31.2%
静岡県	108	5,237	463	23.3%
愛知県	114	9,195	664	17.2%
三重県	138	7,448	317	43.5%
滋賀県	57	2,810	263	21.7%
京都府	80	4,472	470	17.0%
大阪府	80	6,348	1,192	6.7%
兵庫県	77	3,630	797	9.7%
奈良県	52	2,410	224	23.2%
和歌山県	52	2,019	221	23.5%
鳥取県	26	1,263	109	23.9%
島根県	15	603	265	5.7%
岡山県	63	5,489	369	17.1%
広島県	121	12,058	460	26.3%
山口県	71	4,640	305	23.3%
徳島県	70	3,204	175	40.0%
香川県	81	4,263	193	42.0%
愛媛県	62	5,133	216	28.7%
高知県	46	1,767	196	23.5%
福岡県	151	7,867	1,158	13.0%
佐賀県	36	1,703	253	14.2%
長崎県	88	5,161	536	16.4%
熊本県	93	4,040	668	13.9%
大分県	66	3,724	342	19.3%
宮崎県	66	4,113	383	17.2%
鹿児島県	55	2,804	595	9.2%
沖縄県	105	4,200	480	21.9%
合計	4,614	274,998	20,933	22.0%

資料：社会福祉法人数Bは、厚生労働省調べ（2019年度現在）による法人数。

自宅や職場から受講できる福祉専門職大学院

「地方公共団体推薦入試」

地方公共団体の皆さまへ

我が国において複雑化し多様化する自治体の福祉行政に柔軟に対応できる人材、地域福祉の核を担う人材を養成する専門職大学院です。

厚生労働省の委託を受けた日本社会事業大学専門職大学院では、「高度な福祉専門職人材」が地方公共団体で活躍できるよう「地方公共団体推薦入試」を実施しております。

特 徴

- ① 我が国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年間の木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした授業体制。2年間の履修制度もあり。多くの授業で遠隔授業方式も取り入れ、自宅等での受講もできます。
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金：1年間合計約112万円（2年間の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）
- ⑥ 選抜方法：書類審査、個別面接審査
- ⑦ 講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）と清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約6分）で行います。

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改革と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<https://www.jcsw.ac.jp/professional/>

時間割

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)					演習 (10回)	演習 (20回)
4 (14:40~16:10)						
5 (16:20~17:50)						
6 (19:00~20:30)※				講義		
7 (20:40~22:10)※						

※授業時間は文京キャンパス(対面授業)およびオンライン授業の時間割です。
清瀬キャンパス(6限 18:00~19:30、7限 19:40~21:10)

≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						演習 (15回)
4						
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

学費 (令和4年度)(2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	①個別面接審査(約30分) ②書類審査(「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査(9:00~) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (令和4年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料
	第2期	1/23(日)	12/20(月)~1/7(金)	2/16(水)正午	2/17(木)~2/25(金)	
	第3期	3/5(土)	1/24(月)~2/18(金)	3/9(水)正午	3/10(木)~3/17(木)	
	第4期	3/13(日)	2/21(月)~3/4(金)	3/13(日)17:00	3/14(月)~3/17(木)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <https://www.jcsw.ac.jp/>

令和4年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔集合研修4日〕	【受講期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。	R4.4.8(金) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※民立施設長の集合研修と同時に実施	R4.4.8(金) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース (2) 人事管理コース ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2022年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日 スクーリング： R4.10.18(火)～22(土)	R4.4.8(金) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス 対応生涯研修課程」指導者 養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶとともに、各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R4.8.28(日)～8.30(火)	中央福祉学院まで ホームページで ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和4年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2回	3,900人	1年 〔集合研修5日〕	【春期コース受講期間】R4.4.1~R5.3.31 【秋期コース受講期間】R4.10.1~R5.9.30 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	700人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】R4.4.1~R5.3.31 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※公立施設長の集合研修と同時に実施
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回	〔第9期〕 560人	9か月 〔集合研修 2日×3回 または 3日×2回〕 (演習1~演習3) 〔要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日〕	【集合研修日程・会場】 R4年 ※ZOOMによるオンライン(導入授業) 全員必須 東京A①5.21(土)~22(日) ②6.18(土)~19(日) ③7.2(土)~3(日) 東京B①5.28(土)~29(日) ②6.25(土)~26(日) ③7.9(土)~10(日) 神戸 ①5.14(土)~15(日) ②6.11(土)~12(日) ③7.23(土)~24(日) 葉山A①4.22(金)~24(日) ②7.16(土)~7.18(月) 葉山B①6.3(金)~5(日) ②8.5(金)~7(日) 実習SC(葉山)①4.25(月)~27(水) ②11.28(月)~29(火) 葉山:中央福祉学院(神奈川県葉山町)
4 福祉施設長専門講座 〔通信課程〕	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事(3科目主事除く)、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	〔第46期〕 200人	1年 〔集合研修×2回〕	①R4.8.20(土)~8.22(月) ②R5.2.4(土)~2.5(日)
5 社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1回	1,000人	6ヵ月 〔集合研修3日〕	【受講期間】R4.8.1~R5.1.31 ※開催日程は調整中
6 都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	※開催日程は調整中
7 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	70人	3日	※開催日程は調整中
8 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1回	80人	3日	※開催日程は調整中
9 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を習得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回) 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2回 (2) 1回	(1) 各50人 (2) 10人	(1) 3日 (2) 4日	※開催日程は調整中
10 ファミリーソーシャルワーク研修会	社会的養護関係施設等の入所児童をはじめ、地域の要保護児童や子育ての課題を抱える家庭等の家族関係を支援するファミリーソーシャルワークに携わる職員等に求められる役割・ソーシャルワーク等について学ぶ。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、母子支援員、少年指導員等	2回	各200人	2日	※開催日程は調整中

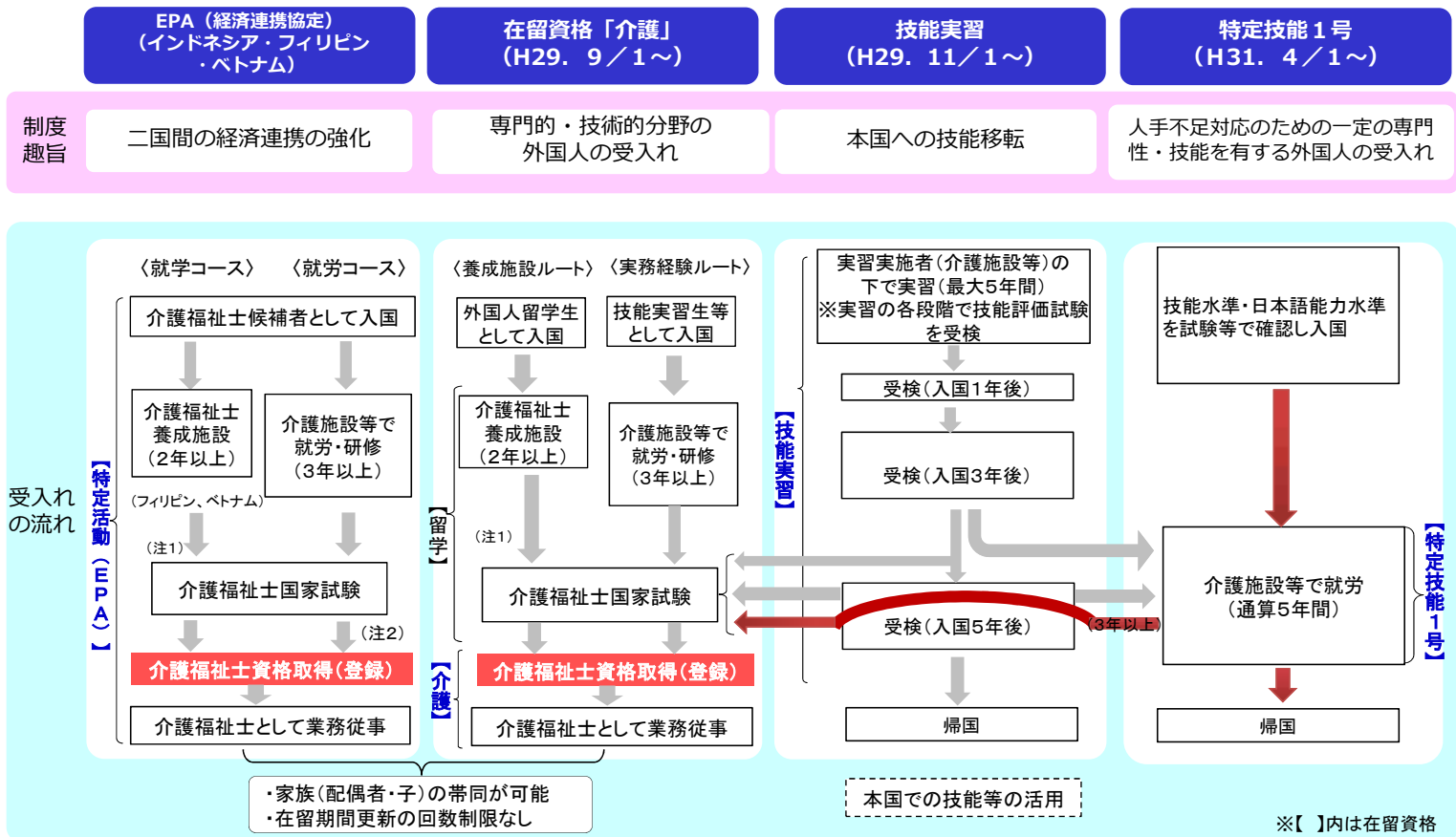
※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院における実施する研修(令和4年度)

令和4年2月9日現在

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間 * 全てZoom (オンライン)研修
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・老人福祉施設担当)	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監査を実施・普及できるよう、社会福祉制度の動向および法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得する。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設等)の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者。(指導監督の経験を1年以上有する者)	60名	令和4年5月31日(火)及び 令和4年6月 1日(水)
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・障害者福祉施設担当)	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監査を実施・普及できるよう、社会福祉制度の動向および法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得する。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・障害福祉施設等の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者(指導監督の経験を1年以上有する者)	60名	令和4年5月31日(火)及び 令和4年6月 2日(木)
都道府県・指定都市・中核市 指導監督中堅職員研修 (社会福祉法人・児童福祉施設担当)	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監査を実施・普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得する。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者(指導監督の経験を1年以上有する者)	60名	令和4年5月31日(火)及び 令和4年6月 3日(金)
医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修	地域連携およびチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得する。	病院等の施設において医療ソーシャルワーカーの業務に従事している者(実務経験原則10年以上の者(資格の有無は問わない))	各40名	(第1回)令和4年 6月27日(月) ～6月29日(水) (第2回)令和4年11月14日(月) ～11月16日(水)
ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント)	ユニット型施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設 等)の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得する。	(1) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設のサービスマネジメント担当者	100名 (1)50名 (2)50名	(1) 令和4年7月6日(水) 及び7月8日(金) (2) 令和4年7月6日(水) ～7月7日(木)
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、生活困窮者への自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得する。	地方公共団体において、福祉事務所長として業務に従事する者	35名	令和4年7月27日(水) ～7月29日(金)
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護の自立支援に関する事業を推進する者 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を推進する者	20名	令和4年9月14日(水) ～9月16日(金)
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	児童相談所の中堅の児童福祉司・児童心理司・保健師が、より効果的な児童虐待の相談援助を進めるために、多職種・多機関連携の意義を理解し、必要な知識・技能を修得する。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する者	40名	令和4年11月 9日(水) ～11月11日(金)
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護支援の充実にむけて、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員が、婦人保護事業やDV被害者支援に必要な知識・手法を修得することを目的とする。とくに、同伴児童、若年女性、性暴力被害者等への保護支援について深く学び、関係機関との連携・協働による事業の改善・向上を目指す。	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員(婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等)	20名	令和4年11月30日(水) ～12月 2日(金)
介護保険における保険者機能強化支援のための 都道府県職員研修	都道府県における介護保険事業の企画立案を担当する職員が市町村と一体となって保険者機能強化支援を行えるよう、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて保険者が実施すべき取り組みを理解すると共に、保険者機能強化支援のための種々の保険者機能強化支援を効果的に推進するための体制づくりや方策を習得する。	(1) 都道府県において、保険者機能強化に関する市町村支援の企画立案にかかわる都道府県職員 (2) 都道府県の市町村における同様の業務担当者保険者機能強化に関する市町村支援の企画立案にかかわる市町村職員(政令指定都市、中核市は除く)	94名	令和4年9月26日(月) ～9月28日(水)
介護保険における保険者機能強化のための 指定都市職員研修	指定都市の保険者機能強化全般に関する企画立案に関わる者が、介護保険運営を現場で実行する者と一体となって、効果的に保険者機能強化を行うことの一助となるよう、保険者機能強化を推進するための体制づくりや、その方策を習得する。	1. 指定都市において、介護保険事業や行政区支援等保険者機能強化に関する企画立案に関わる者 2. 介護保険事業の担当者 ※中核市において同様の業務担当者も参加可 <対象者の考え方> ・本研修の趣旨を鑑み、研修修了後もチームとして一体的に業務に携わることを想定した上記1と2のペアで参加申し込みを行うことが望ましい。 ・担当者の担当業務については、対象者1では、保険者機能強化の推進に関わる介護保険事業の管理業務(保険者機能強化推進交付金の事務、介護保険事業計画の企画・評価等)等が想定されるが、介護保険事業全体を見渡せ、保険者機能強化全般に関する企画立案する職責にあるものが望ましい。 対象者2では、地域支援事業担当や認知症施策担当等、実際にケースに対応する機会のあるような現場の実態に詳しい者を想定しており、本庁所属か区役所所属かは問わない。 ・研修3日間を通して参加できる見込みがあるものが申し込みを行うこと	60名	令和4年9月26日(月)及び、 9月29日(木)～9月30日(金)
【問い合わせ先】	国立保健医療科学院 総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL:048-458-6111 https://www.niph.go.jp 最新の情報は随時本院ホームページでご確認ください			

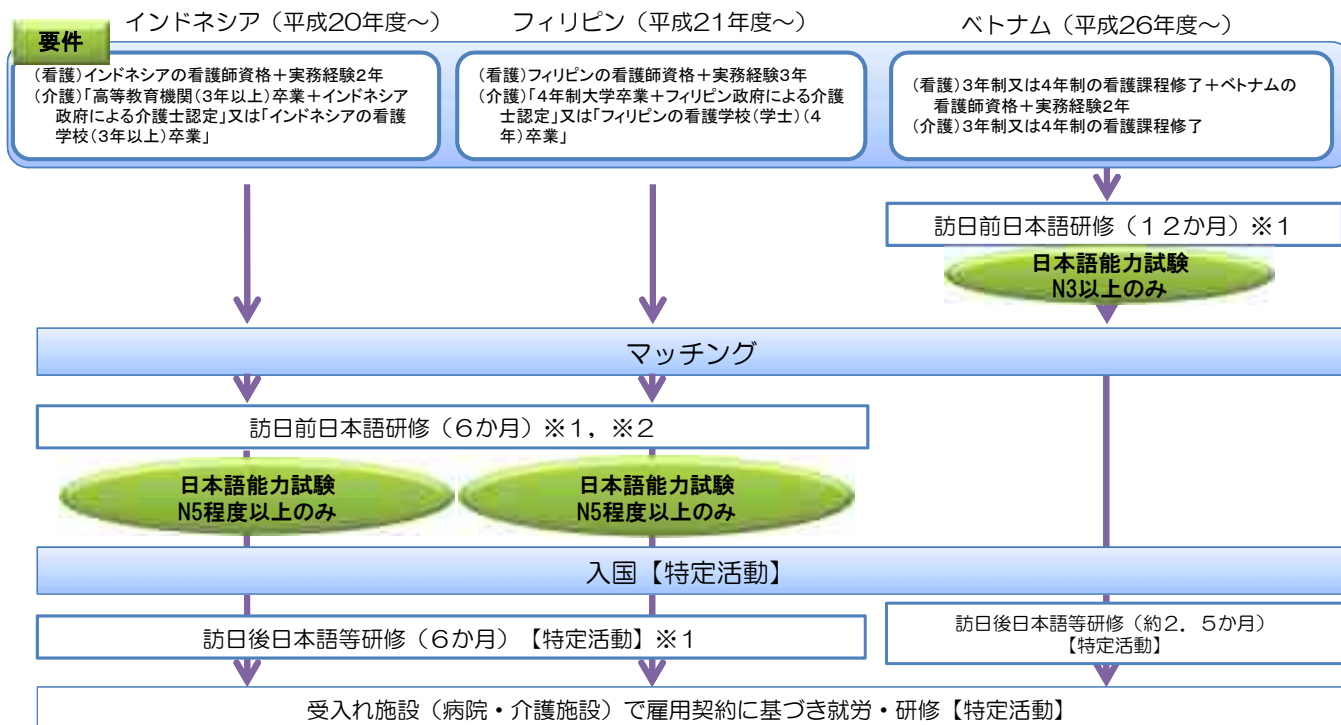
外国人介護人材受入れの仕組み



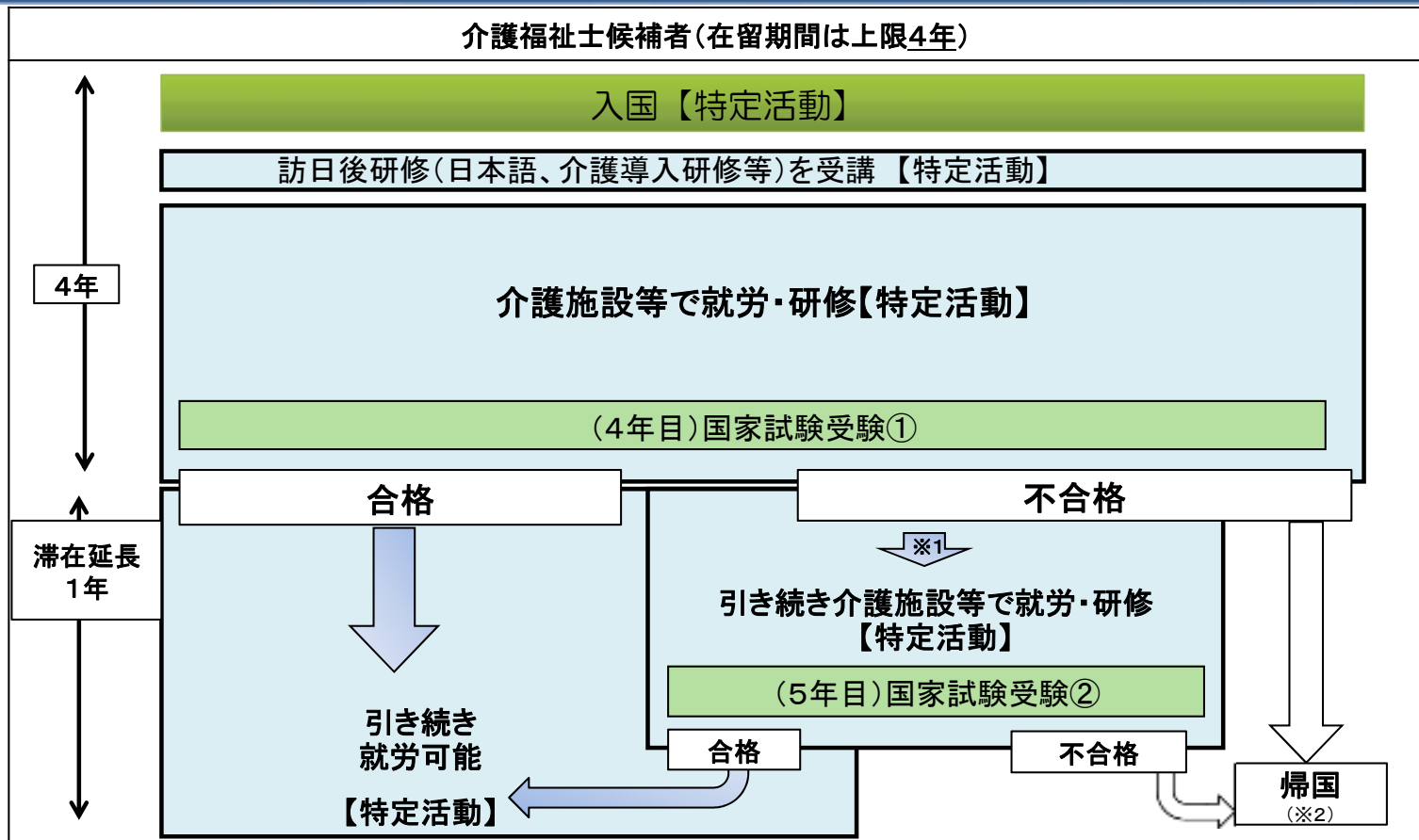
(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定 (EPA) に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月、令和3年2月の閣議決定による。)

(※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注) 【 】内は在留資格を示す。

訪日前	訪日後	受入れ施設での就労・研修中	介護福祉士国家試験の受験
<p>日本語研修</p> <p>インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間</p> <p>ベトナム 訪日前6カ月間</p>	<p>【訪日後日本語研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・フィリピン = 訪日後6カ月間 ・ベトナム = 訪日後2.5カ月間 <p>【介護導入研修】</p> <p>※訪日後日本語研修期間の内10日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修 ○ 研修時間 40時間以上 ○ 研修科目例 〔介護〕 介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護 等 	<p>1 受入れ施設における学習・指導経費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり) ※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(175千円以内/年) (1) 日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣 (2) 日本語学校への通学 (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加 (4) 学習支援に必要な備品購入費 ※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(75千円以内/年 日本での滞在期間中一回のみ) ○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり) ※ 研修担当者の手当 等(60千円以内/年) <p>2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導 (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置) <p>3 国際厚生事業団による受入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回訪問指導 (2) 相談窓口の設置 (3) 日本語・漢字統一試験 (4) 受入れ施設担当者向けの説明会 (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供 (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加) (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示 (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示 	<p>介護福祉士国家試験の受験</p> <p>全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言葉換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍)</p>

背景

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就くことができない。

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--

- ・家族の帯同が可能。
- ・在留期間の更新可能(上限無し)。

受入れの仕組み

〈養成施設ルート〉

在留資格「留学」として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

〈実務経験ルート〉

(令和2年4月1日施行)

在留資格「特定技能1号」等(※)として入国

介護施設等で就労・研修(※)
(3年以上)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事【在留資格「介護」】

在留資格「介護」の在留者数
3,064人(2021年6月末現在)

※ 他の在留資格(EPA介護候補者等)で滞在中に介護福祉士試験に合格した場合も、在留資格「介護」に移行可能。

技能実習制度の仕組み

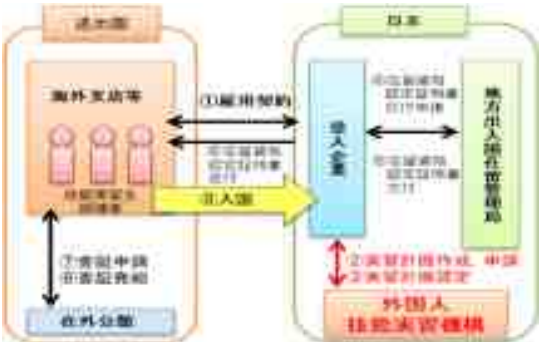
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

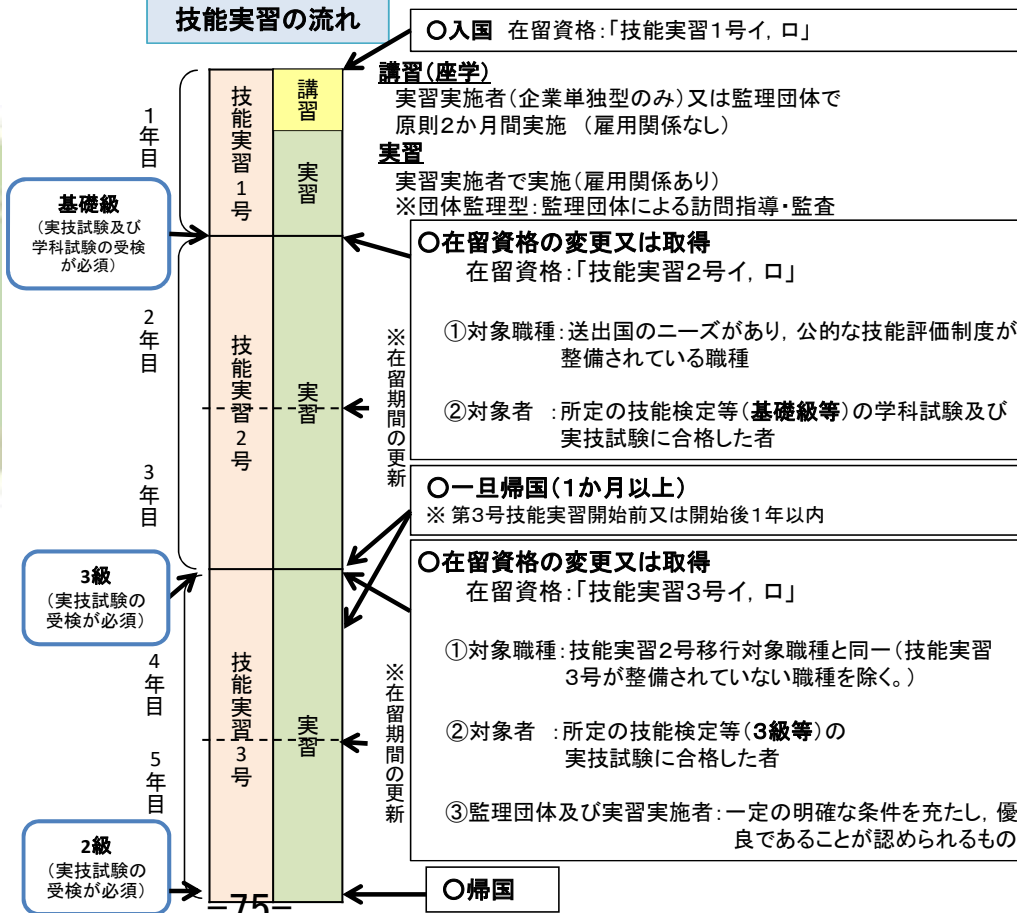
【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設）ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し込み等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

令和3年度老人保健健康増進等事業 介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究



事業実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

- 本調査研究では、介護職種の技能実習生を受け入れる事業者や監理団体等の取組を調査し、介護分野の技能実習生に対する適切な支援、育成、マネジメント等に役立つ情報を提供するためのガイドブックを作成。
- 本調査研究の報告書及びガイドブックは、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)のホームページにて公開予定（令和4年5月頃）。

ガイドブック

技能実習生 受入れ円滑化のための ガイドブック（仮題）



<掲載内容>

※作成中のためタイトルや内容が変更となる場合があります。

1. 介護職種の技能実習にまつわる近年の動向
2. 技能実習生の活躍状況
3. 技能実習修了後の進路の選択
4. 技能実習生のさらなる活躍を支援するために
5. 【座談会】外国人材の活躍を支えるプレイヤーの役割
6. 参考資料

検討会委員一覧（敬称略、五十音順）

天野 ゆかり（WG座長） 静岡県立大学 経営情報学部大学院経営情報イノベーション研究科講師
甘利 庸子 のぞみグループ 代表取締役
齋藤 直路 株式会社スターパートナーズ 代表取締役
田島 香代 社会福祉法人奉優会 管理本部 理事・管理本部長
中元 秀昭 さくらCSホールディングス株式会社 代表取締役
新美 純子 公益社団法人トレディングケア 代表理事
比留間 洋一 静岡大学 国際連携推進機構 特任准教授
藤村 博之（検討会座長） 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

過去の調査実績はこちら：

介護職種に係る技能実習生の受入れの実態に関する調査研究（令和2年度老健事業） https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02mhlw_kaigo2020.html
 外国人介護人材の受入れの実態等に関する調査研究事業（令和元年度老健事業） https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r01mhlw_kaigo2019.html

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイ、2022年1月からインド、スリランカにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計27,101名、介護日本語評価試験に計28,687名が合格(2019年4月～2021年12月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

EPA介護福祉士候補者

- EPA介護福祉士候補者として入国し、**4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)**については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

- **「技能実習2号」(技能実習生として入国して3年目)を良好に修了した者**は、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

海外に向けた日本の介護についてのPR

<https://japancwg.com/>

厚生労働省 令和3年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide



外国人介護人材受入促進事業 Facebookファン約9万人



外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

- 合計9言語対応 (英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語 モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語)
- 各国出身の外国人インタビューに加え、外国人と一緒に働く施設の日本人スタッフにもインタビュー。
- ライブセミナーは施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなど、充実のプログラムを提供。



セミナー実施国	実施日時
インドネシア	令和3年10月27日 (水)
モンゴル	令和3年10月30日 (日)
ベトナム	令和3年11月10日 (水)
フィリピン	令和3年11月27日 (土)
タイ	令和3年12月20日 (月)
スリランカ	令和4年1月11日 (火)
カンボジア	令和4年1月21日 (金)



Japan Care Worker Guide 2021 Online Seminar

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局

対象：各国在住の、日本での生活や就労に興味を持つ学生層など

新型コロナウイルス感染防止のため各国完全個人視聴でのオンライン開催

(実際の映像)



インドネシア



ベトナム



モンゴル



フィリピン



タイ



令和3年度老人保健健康増進等事業 特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例の周知

本調査研究では、特定技能外国人の受入れに係るアンケート調査(調査対象:特定技能外国人受入れ法人・事業者及び本人、登録支援機関)、ヒアリング調査を実施。これらの調査結果を踏まえ、特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例紹介に関するガイドブックを作成し、厚生労働省及び事業実施主体(公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS))のホームページに掲載予定(令和4年5月頃)。

<調査研究体制(敬称略、委員五十音順)>

- (座長) 白井孝子 学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校 副学校長
 (委員) 伊藤優子 学校法人東日本学園 北海道医療大学 先端研究推進センター 客員教授
 小川玲子 国立大学法人千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
 小野 努 公益財団法人国際人材協力機構 実習支援部職種相談課 課長
 門廣繁幸 一般社団法人アジアヒューマンサポートセンター 理事長
 高橋恵介 株式会社グローバルトラストネットワークス 特定技能推進担当部長
 濱田和則 社会福祉法人晋栄福祉会 理事長
 (事務局) 公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)

<調査概要>



- ガイドブックでは、特定技能外国人受け入れる際の法人の体制、教育・学習支援、登録支援機関の取組に焦点をあてる予定。
- 介護事業者での受入れ事例、登録支援機関、海外現地教育機関等の取組事例も掲載。

<ガイドブック掲載団体(予定)>

- (介護事業者)
 ・社会福祉法人晋栄福祉会
 ・医療法人社団洛和会
 ・株式会社ツクイ
- (登録支援機関)
 ・(株)ONODERA USER RUN
 ・(株)ツクイスタッフ
 ・(株)ORJ
- (その他)
 ・ICHIGOICHI CONSULTING, INC.
 ・PT. OS Selnajaya Indonesia
 ・アリス国際学園グループ

(参考)外国人介護人材受入れの関連制度の周知

厚生労働省老人保健健康増進等事業では、平成30年度から令和2年度の3年間にかけて、外国人介護職員の受入れに関するガイドブックを作成。厚生労働省及び事業実施主体(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)のホームページに掲載している。

<平成30年度>



- 外国人介護職員を雇用するための4つの制度(EPA、介護、技能実習、特定技能)について説明
- 外国人介護職員に対する利用者・家族の評価についても掲載

<令和元年度>



- 外国人介護職員のキャリア支援に焦点をあて、日本で活躍している16人(EPA、介護、技能実習、日本人の配偶者等)のキャリアヒストリーを紹介

<令和2年度>



- 特定技能外国人の受入れについて、制度の概要、受入れの現状、各国の制度等を説明
- 介護事業者での受入れ事例、登録支援機関、送出し機関の取組み事例も掲載

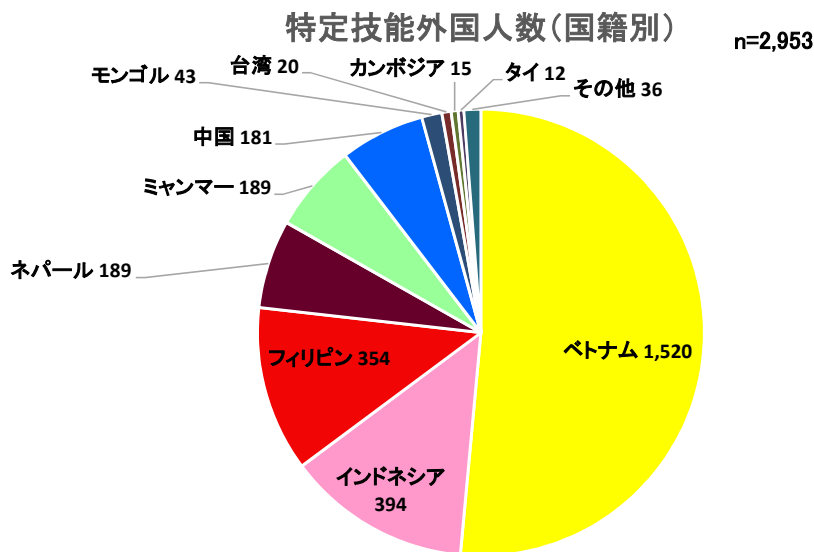
厚生労働省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
 実施主体HP : https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07.html



特定技能外国人の国籍別の人数について

○ 特定技能外国人について国籍別にみると、ベトナムが最も多く、特定技能外国人全体の51.5% (1,520人) を占めている。次いで、インドネシア (13.3% : 394人)、フィリピン (12.0% : 354人) の順となっている。

国名	人数(人)	割合
ベトナム	1,520	51.5%
インドネシア	394	13.3%
フィリピン	354	12.0%
ネパール	189	6.4%
ミャンマー	189	6.4%
中国	181	6.1%
モンゴル	43	1.5%
台湾	20	0.7%
カンボジア	15	0.5%
タイ	12	0.4%
その他	36	1.2%
計	2,953	100%



(出典) 厚生労働省にて特定技能協議会加入一覧より抽出 (令和3年12月27日時点)



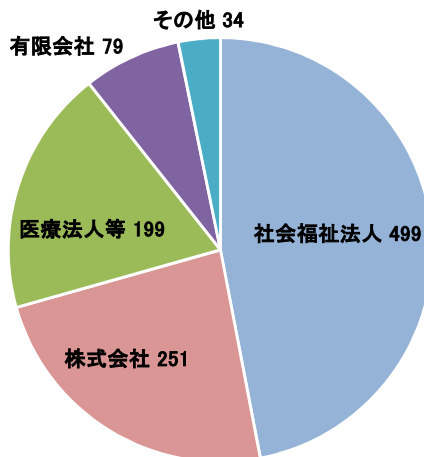
特定技能協議会の法人類型別の加入法人数について

○ 法人類型別にみると、社会福祉法人が最も多く、加入法人全体の47.0%（499法人）を占めている。次いで、株式会社（23.6%：251法人）、医療法人等（18.7%：199法人）の順となっている。

協議会加入法人数(法人類型別)

n=1,062

法人類型	法人数	割合
社会福祉法人	499	47.0%
株式会社	251	23.6%
医療法人等	199	18.7%
有限会社	79	7.4%
その他	34	3.2%
計	1,062	100%



(出典) 厚生労働省にて特定技能協議会加入一覧より抽出 (令和3年12月27日時点)



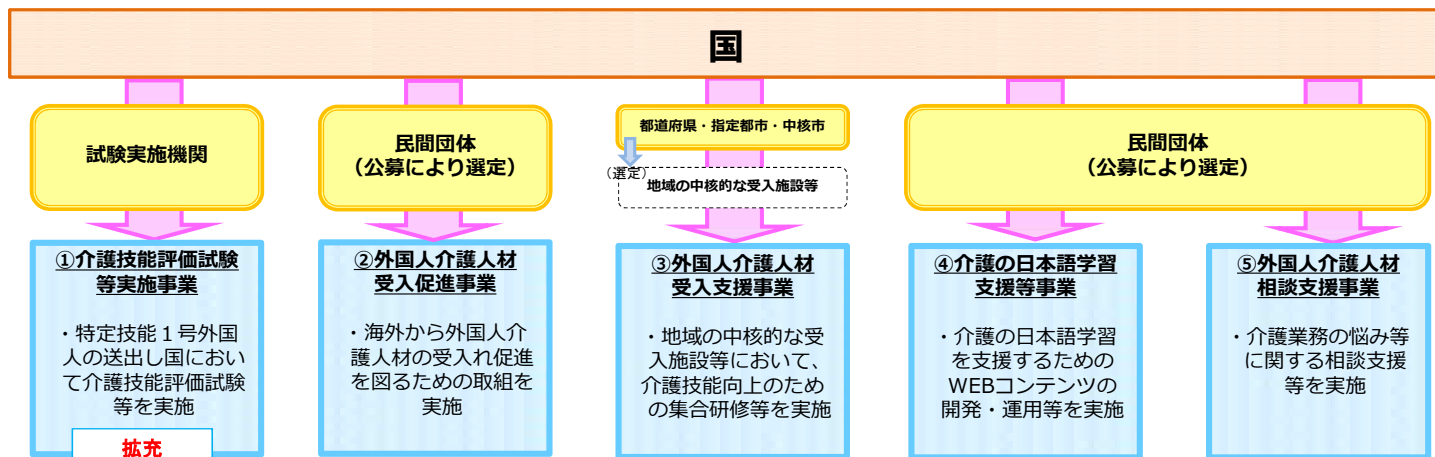
外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容 (令和4年度(予定))	交付先 (令和3年度)
【外国人介護人材受入環境整備事業】 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エスピー・リング東京
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市 (民間団体へ委託可)
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉士会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS)
【EPA介護福祉士候補者への支援】 ((※1) 衛生関係指導者養成等委託費、(※2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業 (※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS)
外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (※2)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※2)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県 (間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設)
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県 (団体委託可、市町村への補助も可)
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県 (団体委託可、市町村への補助も可)
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】 (地域医療介護総合確保基金)		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県 (市町村への補助も可)

令和4年度外国人介護人材受入環境整備事業

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施 **【拡充】**
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和3年度予算額】945,167千円 → 【令和4年度予算案】831,775千円

介護技能評価試験等実施事業

令和4年度予算案

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2022年1月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2021年11月までの実績)

●受検者数 介護技能評価試験 38,643名 / 介護日本語評価試験 34,828名

●合格者数 介護技能評価試験 25,875名 / 介護日本語評価試験 27,388名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

1. 現地説明会等を通じた情報発信

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。
 ※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など
- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

現地説明会
(オンライン)



インドネシアでの実施例。この他、モンゴル・カンボジア・ミャンマー・フィリピン・ネパールにて実施。

WEBやSNSを
利用した情報発信



WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を立ち上げ、介護の仕事や日本の魅力などのコンテンツを掲載。

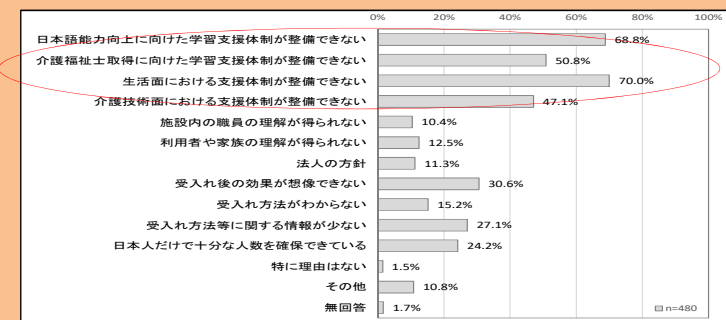
本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
 ※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
 ⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
 例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
 なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など

➤外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)



【事業内容】

- ①**集合研修等の実施** 介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施。
- ②**受入施設等職員を対象にした研修の実施** 外国人介護人材の受入施設における受入体制整備を目的として、職員を対象にした研修を実施。
- ③**研修講師の養成研修の実施** ①又は②に基づき実施する研修の質の向上を目的として、研修講師を養成するための研修を実施。
- ④**キャリアアップ支援事業の実施** ①に基づき実施する研修の受講者のうち、特に優秀な者に対してステップアップのための研修費用を助成。

● 各自治体における補助金協議の有無

自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援事業	自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援事業
北海道	○				滋賀県	○	○	○	
青森県	○				京都府	○	○		
岩手県					大阪府	○	○		
宮城県	○				兵庫県	○			
秋田県					奈良県				
山形県	○				和歌山県	○			
福島県					鳥取県				
茨城県	○				島根県				
栃木県	○	○	○		岡山県	○			
群馬県	○				広島県				
埼玉県					山口県				
千葉県					徳島県				
東京都					香川県	○			○
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県	○				高知県	○			
富山県	○				福岡県	○			
石川県					佐賀県				
福井県					長崎県	○	○		
山梨県	○			○	熊本県	○			
長野県	○	○		○	大分県	○			
岐阜県					宮崎県				
静岡県	○			○	鹿児島県	○			
愛知県	○				沖縄県	○			
三重県	○				計	30	5	2	4

※ 都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができ、横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・船橋市・久留米市が協議済。

介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆

介護の日本語学習
WEBコンテンツ



特定技能評価試験
学習テキスト



介護の日本語
テキスト



外国人のための
介護福祉士国家
試験一問一答



外国人のための
介護福祉専門
用語集



学習教材(外国人向け各種テキスト)の作成

英語	クメール語	インドネシア語	ネパール語	モンゴル語			
		ビルマ語	ベトナム語	中国語	タイ語	日本語	

介護の特定技能評価試験
学習テキスト



外国人のための
介護福祉専門用語集



外国人のための
介護福祉士国家試験
一問一答



厚生労働省ホームページ: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
 「にほんごをまなぼう(日本介護福祉士会)」: <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

日本語学習Webコンテンツ 「にほんごをまなぼう」 (国際介護人材支援Webサイト)



- Included Contents
- 日本語学習一問一答(1) 合格ページ
 ・1日1問、4週間、4週間の学習
 ・単語の日本語・漢語の日本語
 ・介護専門用語集
 - 介護学習テキスト「外国人のための介護福祉士国家試験」
 ・介護の日本語・Webコンテンツ
 ・介護の専門用語集(介護福祉士国家試験)
 ・介護福祉士国家試験一問一答
 ・介護福祉士専門用語集(1)～(5)
 - SNS 情報発信「コーナー」
 ・YouTube
 ・Facebook

「にほんごをまなぼう」は、
 就業の準備を目的に、勉強を通して日本語のスキルを身に付けて、日本就職を目指す、介護福祉士を目指す外国人に、日本語を学ぶためのWebコンテンツです。日本語を学ぶための学習教材として、外国人にやさしく、わかりやすい教材を提供しています。日本語学習のサポートとして、日本語の学習教材として、外国人にやさしく、わかりやすい教材を提供しています。

< 5 つの特徴 >

- 無料
- 24時間いつでも
- 誰でも利用可能
- 日本語を学ぶ
- 外国人にやさしく
- 介護福祉士国家試験
- 介護福祉士専門用語集
- SNS 情報発信



日本語学習Webコンテンツ 「にほんごをまなぼう」 (国際介護人材支援Webサイト)



○近年でのバージョンアップ機能

- ・【事前テスト設置】N3レベルの学習に必要な習得レベルを確認する機能追加
- ・【ホーム画面導線簡略化】難易度・タグによるサイト内コンテンツ検索機能追加
- ・【新規カテゴリー】「日本語を学ぶ」「日本の介護を学ぶ」に加え、
「日本の介護を伝える」を追加し、介護及び日本語 指導者向けコンテンツ搭載
- ・【簡易学習目標設定】短期集中コース/コツコツコースの自動設定追加
- ・【専門用語翻訳機能】介護福祉専門用語、翻訳機能(9言語対応)追加
- ・【デジタルインセンティブ機能】継続学習促進、ドロップアウト対策として、
学習目標、ログイン履歴と連動した「季節の花育成ゲーム」搭載
- ・【オペレーション言語変更】ホーム画面で操作言語選択(日本語、英語)可能

○充実した学習教材



○利用者・使用者の声 (YouTubeインタビュー動画公開等)

- (学)大阪滋慶学園 [大阪] (ベトナム・インドネシア)
- (学)田島学園 [大阪] (ベトナム・フィリピン)
- (社福)小田原福祉会 [神奈川] (ネパール・インドネシア)
- (社福)賛育会 [東京] (カンボジア)
- (社福)寿山会 [東京] (ベトナム)
- (社福)聖進会 [千葉] (スリランカ・フィリピン)
- (社福)明日栄会 [埼玉] (ベトナム)
- (社福)博光福祉会 [大阪] ※予定
- (社福)北養会 [茨城] ※予定



敬英会グループ [大阪] (ベトナム)



立志グループ (熊本)



オンライン対応学習教材等の作成

○オンライン研修マニュアルの作成

ウェブ会議サービスを利用した
オンライン研修運営マニュアル

ウェブ会議サービスを利用した
オンライン研修参加マニュアル

都道府県・指定都市・中核市が行う
外国人介護人材に関する講習・研修の
開催状況に関するアンケート調査
報告書

○外国人受入事業者等向け 映像教材の開発



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

▶外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



2. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

▶介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

3. その他の相談支援等

▶介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

無料相談・サポート体制



* 電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

制度説明、相談・交流会の開催状況

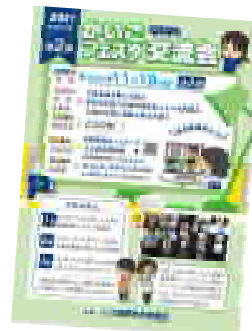


「交流会の手引き」の作成



オンライン交流会の開催(2021年度)

オンライン開催日	時間	オンライン
第1回	8月18日	14:00
第2回	7月12日	14:00
第3回	9月14日	14:00
第4回	12月14日	14:00
第5回	1月31日	14:00
第6回	2月18日	14:00



○制度説明



○受入事例



<https://jicwels.or.jp/fcw/seminar/2021>



外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について
【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の
貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

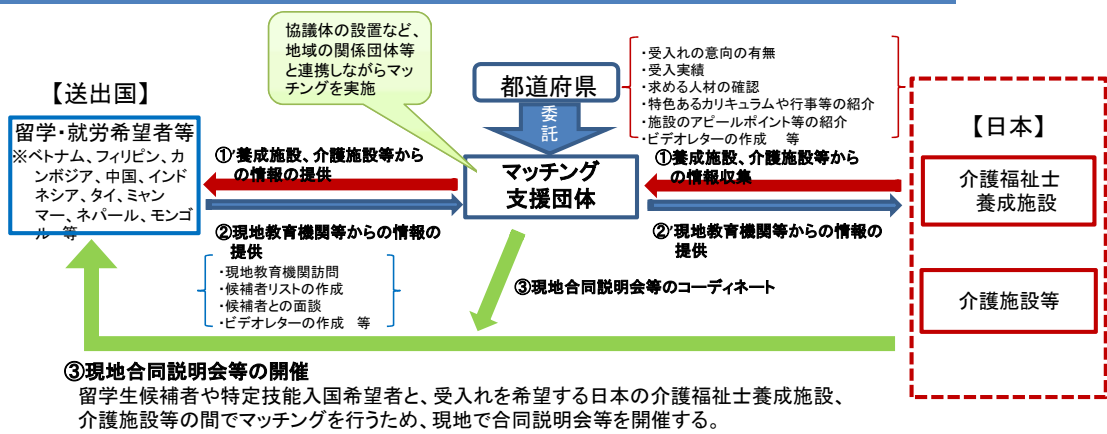
2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



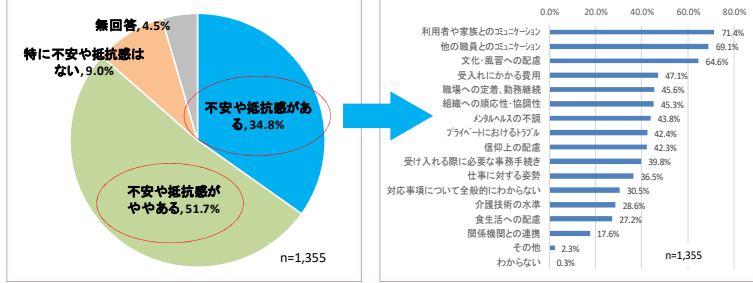
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



令和3年度 地域医療介護総合確保基金 外国人介護人材関連事業の実施状況

【事業内容】

①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

- ⇒ (1) 介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成する。
- (2) 外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集等を行い、円滑な受入支援体制を構築する。

②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

- ⇒ (1) 介護施設等において、外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう支援する。
- (2) 介護福祉士養成施設において、留学生に対する教育の質の向上に資する取組を行う。

③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業（うち留学生に対する課外授業部分）

- ⇒ 介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

● 各自治体における実施状況（2021年度予算計上状況）※令和4年1月 福祉人材確保対策室調べ

自治体名	①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業		②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業				③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	自治体名	①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業		②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業				③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業
	奨学金	マッチング	コミュニケーション促進	資格取得	生活支援	養成施設			留学生への課外授業	奨学金	マッチング	コミュニケーション促進	資格取得	生活支援	
北海道	○							滋賀県	○	○					○
青森県								京都府							
岩手県	○							大阪府						○	
宮城県	○	○	○	○	○	○		兵庫県		○	○	○	○		○
秋田県			○	○	○			奈良県		○	○	○			○
山形県			○	○	○			和歌山県							
福島県	○	○						鳥取県	○	○	○	○	○		○
茨城県							○	島根県	○	○	○	○			
栃木県								岡山県	○	○					○
群馬県	○		○	○	○	○		広島県							○
埼玉県	○						○	山口県	○						
千葉県	○							徳島県	○						
東京都	○	○	○					香川県	○						
神奈川県	○	○	○	○	○		○	愛媛県		○		○	○	○	○
新潟県			○	○	○	○		高知県	○	○	○	○	○		
富山県			○					福岡県	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○							佐賀県	○	○					○
福井県								長崎県	○	○					
山梨県								熊本県							○
長野県	○						○	大分県	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○					宮崎県	○	○	○	○	○	○	
静岡県	○							鹿児島県	○	○	○	○	○		○
愛知県	○			○	○			沖縄県	○						
三重県	○						○	計	31	16	21	16	14	9	17

【静岡県】外国人介護人材サポートセンター事業①

事業概要(経緯・目的・内容)

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。(異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い→これらの問題をなかなか相談しづらい状況。)
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

事業内容

1 巡回相談

- ① 相談員が介護事業所を訪問
- ② 外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
- ③ ②を受けて必要なアドバイスを行う

令和2年度 巡回相談 50回

2 研修交流会

同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催。

(テーマ例：日本の介護に関する現状、文化及び生活習慣等への理解を深める)

令和2年度 実施回数 14回、参加者 延べ104人(対象国：フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国、ミャンマー)



研修交流会の様子

事業実績・成果

- 職場定着率(R3.10月末現在) 98%
- 研修交流会参加者アンケート結果
 - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
 - ・講師のベトナム語の通訳が分かりやすかった。
 - ・交流会により気分がリフレッシュされた。
 - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。

今後の課題

- 巡回相談においては、母国語で対応できることに加え、職員本人が安心して相談できる信頼関係の構築・相談体制の強化を図る必要がある。
- 研修交流会に参加した職員を継続的に支援できるよう、事業所に対するフィードバック方法を検討する。

【静岡県】外国人介護人材サポートセンター事業②

静岡県福祉事業(外国人介護人材サポート事業)

外国人介護職員さん、事業所の担当者さん、**「悩みごと」**お聞かせください。

外国人介護職員・受入れ事業所向け巡回訪問のご案内

外国人介護職員さん、もしもこんな悩みありませんか?

施設利用者とのコミュニケーション	介護対応や語学スキル	給与・勤務時間や福利厚給の状況	生活環境や家族、文化等
------------------	------------	-----------------	-------------

お問い合わせ先

静岡県社会福祉センター(福祉センター)

静岡県社会福祉センター

〒420-0964 静岡県静岡市葵区南1-7-2 TEL:054-271-2110 FAX:054-272-1831

令和3年度

外国人介護職員 研修交流会

令和4年2月 開催!!

新設研修科

目的・内容

対象

定員 20名

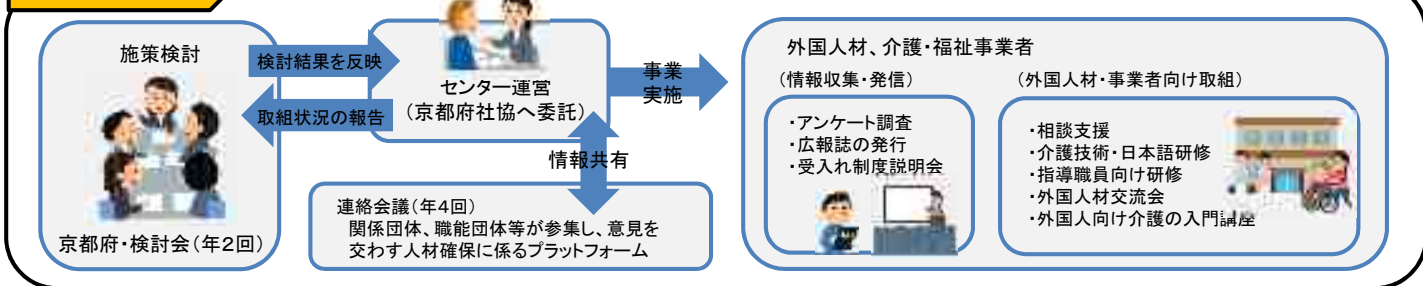
TEL:054-271-2110

【京都府】京都府外国人介護人材支援センター①

事業概要(経緯・目的・内容)

- 国における技能実習制度や在留資格「特定技能」等の制度拡充に合わせて、平成31年度に学識経験者、介護サービス利用者及び福祉関係団体による「外国人介護人材受入れに係る検討会」(以下、「検討会」という。)を立上げ、外国人介護人材に係る情報共有や施策の方向性について協議を実施。**【基金事業】**
- 検討会では、「技能実習に係る監理団体の情報が乏しく信用性に欠ける」、「介護の質を担保するためにも介護技術・日本語の教育支援が必要」、「外国人介護人材が安心して働けるよう生活環境を整備するべき」等の意見が出され、令和2年6月に「京都府外国人介護人材支援センター」(以下「センター」という。)を開設。**【基金事業】**
- センターでは、外国人介護人材及び受入れ事業所を対象とした相談窓口の設置、介護技術・日本語能力の向上に係る研修会の実施及び外国人介護人材に係る情報の収集・発信等を実施。**【基金事業・国庫補助事業】**

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和2年6月にセンター開設。相談窓口設置。
- 外国人介護職員向け研修(介護技術・日本語能力) 2箇所延べ4回、外国人39人・指導職員20人参加(R3)
- 指導者向け研修 2箇所延べ2回、指導職員17人参加(R3)
- 定住外国人向け介護の入門講座 10人参加(R3)

今後の課題

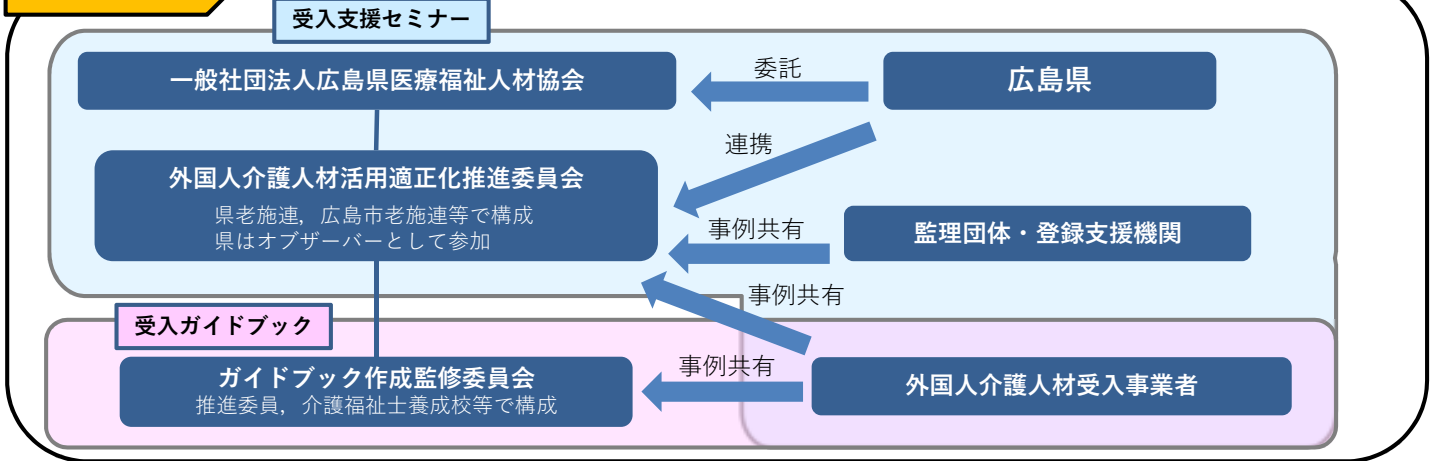
- 事業所アンケートや検討会での意見から以下の課題があげられている。
- 外国人受入に関心があっても受入手続きがわからない事業所が一定数存在。→受入制度や受入事例、監理団体に関する情報等センターの情報収集・発信力の強化が必要。
 - 介護や日本語能力の向上の他、住居確保等の生活支援を課題とする事業所が多い。→市町村や関係団体と連携し地域での受入を進める必要がある。
 - 小規模な法人や障害分野の事業所で外国人材を受け入れる仕組みの検討が必要。

【京都府】京都府外国人介護人材支援センター②

事業概要(経緯・目的・内容)

- 受入支援セミナー
外国人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催【基金事業】
- 受入ガイドブック
県内の受入れ事例(11事業所)や、仕事面・生活面・言語面での支援など、外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成【基金事業】

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和2年度事業実績
 - ・ セミナー参加者数・・・216名
 - ・ ガイドブック配布・・・1,600部

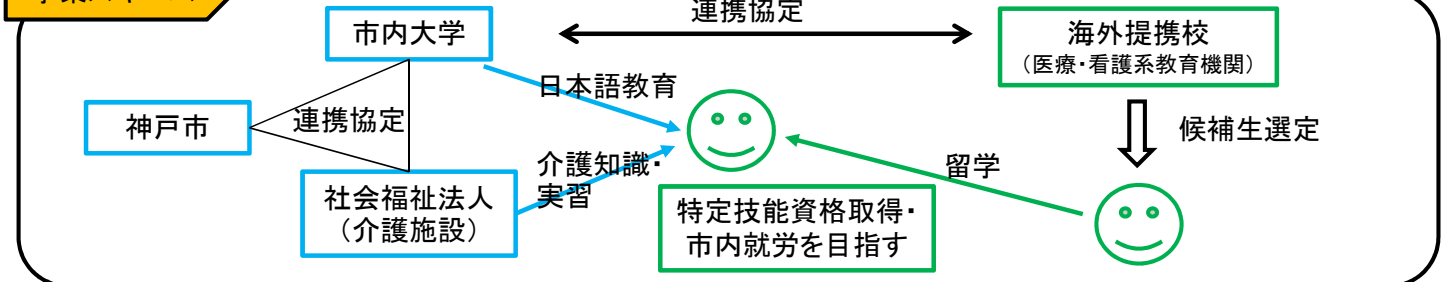
今後の課題

- 事業所の受入れ段階に応じた支援 (検討段階, 受入初期, 受入中, 等)
- 県内で就労する外国人材の支援
- 介護福祉士を目指す外国人材の学習支援

事業概要(経緯・目的・内容)

- 慢性的に人材が不足している介護現場に、医療や看護の知識を有する即戦力の外国人介護人材を、継続的に送り込む枠組みを構築するため、産・官・学が連携し、外国人介護人材の受け入れ・教育・定着を行うスキームを構築する。
- 具体的には、東南アジアを念頭に海外の医療・看護系の教育機関と連携し、そこで学ぶ学生を介護人材候補生として市内大学にて短期留学で受け入れる。候補生には、大学での日本語学習と、社会福祉法人の運営する介護施設での実習を組み合わせたカリキュラムを提供し、人材の育成を図り、最終的には候補生が在留資格「特定技能1号(介護)」を取得し、神戸市内の介護施設に就労することができるよう支援する。

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和4年度以降に実質的な受け入れを開始予定。

今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症への対応(入国制限等により、当初の事業スケジュールから、変更を余儀なくされる)
- 海外提携校の拡大等

事業概要(経緯・目的・内容)

- 新しい介護職の働き方や働く環境づくりを応援する「神戸市の福祉応援プロジェクト『コウペdeカイゴ』」の一環として実施
- 介護人材確保と定着に資するため、在留資格「技能実習」及び「特定技能」で在留する外国人(以下「技能実習生等」という)に関して、市内の介護保険施設及び介護サービス事業所が負担する以下の経費を補助
 - ①雇用契約日から12か月間の日本語学習にかかる経費
 - ②介護福祉士国家資格試験受験年度に、資格取得のための学習に係る費用
 - ③技能実習生等が日本語学習等を行う間、必要となる代替職員の確保に係る経費
- 地域医療介護総合確保基金を活用



事業スキーム



事業実績・成果

- <令和3年度実績>
- ① 日本語学習支援...9事業所(35名)
 - ②③ 申請無

今後の課題

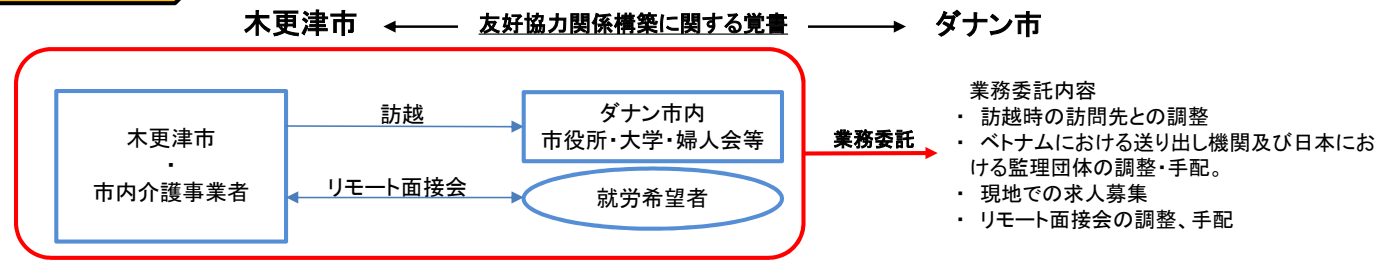
- 市内施設及び事業所向けにさらなる周知を図っていくことで、当事業の申請(活用)件数を増やしていく。
- 送り出しの対象国にもアピールをするため、市の外国人向けのホームページに掲載する等してさらなる周知を図っていく。

事業概要(経緯・目的・内容)

介護人材確保が喫緊の課題となっている中、本市とダナン市が締結した「友好協力関係構築に関する覚書」に基づき、介護分野における技能実習生の受け入れを推進。ダナン市との介護人材確保に係るコーディネート業務を委託により実施した。

- 1 令和元年度にダナン市を訪問し、介護人材の送り出しについて協力していくことの確認を行った。
- 2 ダナン市の協力を得て、ダナン市内3つの大学で求人募集のポスターを掲示、またFacebookでもPR動画を発信する等の周知を行った。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月に予定していたダナン市現地での面接会の開催が叶わなかったため、令和3年1月にリモートでダナン市と木更津市の各会場を繋ぎ面接会を実施。
- 4 面接会には、木更津市内に所在する2つの介護事業者と、9名の就労希望者が参加。

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和2年度の事業実績については、
 - ・ 面接会への参加事業者...2事業者
 - ・ 面接により採用が決まった人数...4名(各事業者2名ずつ)

今後の課題

- 本事業を今後も継続する場合、行政の関わり方について検討が必要。
- 今後さらなる外国人介護人材の定着に向け、採用した事業所や技能実習生に対してどのようなサポートができるか検討が必要。(日本語学習や生活面での補助など。)

事業実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

- 本調査研究は、令和2年度からの継続事業であり、初年度は、介護福祉士養成施設（以下、養成校という）・留学生アンケート調査、国家試験分析等を行ったうえで、**養成校向けの「介護福祉士国家資格取得に向けた 留学生指導についてのガイドライン」**を作成しています。
- 本年度は、国家試験分析、養成校教員向けアンケート等を行い、上記ガイドラインの付属資料として、**外国人に介護を指導する教員向けの「介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についての指導のポイント」**を作成しているところです。
- 令和2年度事業の報告書及びガイドラインは、本協会のHP上で公開しております。また、令和3年度事業の報告書及び指導のポイントは、本協会のHPにて、今後公開する予定です。（令和4年5月頃を想定）

ガイドラインについて（令和2年度作成）



【掲載内容】 ※養成校向け

- I. 国家試験の得点別に見た留学生の特徴と対応
 - II. 国家試験に向けて養成校に求められる対応
 - III. 国家試験で使用される日本語を理解する
- 巻末参照編、令和元年度国家試験 誤回答の分析

指導のポイントについて（令和3年度作成予定）



【掲載内容（予定）】 ※介護教員向け

- I. 外国人介護人材の国家試験の得点傾向・回答傾向について
 - II. 指導する際の前提知識
 - III. 具体的な指導方法
- 巻末参照編、外国人介護人材に向けての授業サンプル（動画教材）

※ 指導のポイントの表紙イメージは現時点の案であり、出来上がったものと異なる可能性があります。

検討委員会委員一覧（令和3年度、敬称略、五十音順）

井之上 芳雄（検討委員会 委員長）
日本介護福祉士養成施設協会 副会長

石川 由美
浦和大学短期大学部 特任教授

伊藤 優子
北海道医療大学先端研究センター 客員教授

今村 文典
日本介護福祉士会 副会長

岡本 匡弘
京都保育福祉専門学校 副学院長

黒田 英敏
旭川福祉専門学校 副校長

橋本 由紀江
国際交流 & 日本語支援Y 代表理事

矢口 浩也
国際厚生事業団 国際・研修事業部 部長

※ ガイドライン・指導のポイントを作成するにあたり、上記検討委員会以外に、別途、作業部会を設置し、事業を進めています。

過去の調査実績はこちら

外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書（令和2年度老健事業）
http://kaiyokyo.net/pdf/r2_gaikokujin_gakushuushien.pdf



外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究事業（令和3年度老健事業）

実施団体：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

事業概要

介護分野における外国人介護人材の急増を踏まえ、外国人介護人材の認知症介護に関する基礎知識の定着と介護技術の向上を早急に達成するため、国籍によらず受講しやすく、かつ効果的な認知症介護基礎研修事業の実施体制を整備する

事業内容

1. 日本語能力N4（JLPT）相当eラーニングシステムの開発

外国人介護人材の円滑な学習を目的とした日本語能力N4（JLPT）相当のやさしい日本語版認知症介護基礎研修eラーニングシステムの開発

2. 外国語版補助教材の開発

認知症介護基礎研修標準カリキュラムに準拠したやさしい日本語版および外国語版補助教材（ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、ビルマ語）の開発

3. 運用課題の整理

認知症介護基礎研修事業における事業運用上の課題および対策方法の提案

●検討委員会（◎委員長）

内藤 佳津雄◎	日本大学文理学部心理学科
仲林 清	千葉工業大学
甲斐 晶子	青山学院大学 情報メディアセンター
松下 能万	公益社団法人日本介護福祉士会
二渡 努	東北福祉大学
秋山 敏夫	特定非営利活動法人日本eラーニングコンソシアム（eLC）
森 俊輔	有限会社RAIMU
桑原 陽	社会福祉法人新生会/サンビレッジ大垣
加藤 和也	特定非営利活動法人社会福祉振興会本部
中村 考一	認知症介護研究・研修東京センター
山口 友佑	認知症介護研究・研修大府センター
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター
阿部 哲也	認知症介護研究・研修仙台センター
矢吹 知之	認知症介護研究・研修仙台センター
吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター

外国人介護人材用eラーニングシステム

https://el.marutto.biz/e-learning/pages/corporation_home（仮）

やさしい日本語（N4相当）eラーニング



「認知症の人を知ることと手伝うときに大切なこと」

- 序章）日本が認知症のことをどう考えているか
- 第1章）認知症ケアをする時に大切なことと考えること
- 第2章）認知症とは何か、原因になる病気とは
- 第3章）認知症の中核症状と行動・心理症状を知る
- 第4章）必要な認知症介護の技術

やさしい日本語版テキスト



5か国版テキスト



ダウンロード